

令和元年6月3日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	19番	井上	賢治
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
9番	石橋	義博	21番	松崎	辰義
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一
11番	萩尾	洋			

2. 欠席議員

18番 栗山 徹雄

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 坂井 明子
事務局 参事兼次長 秋山 勲
主 任 信國 美保子
書 記 中園 弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	松尾	一秋
健	康	白坂	正彦
建	設	松延	久良
教	育	井手	勇一
総	務	野田	勝広
財	政	田中	和己
防	災	古家	浩
企	画	馬場	浩義
地	域	平	武文
福	祉	栗山	哲也
健	康	橋爪	美栄子
農	業	原	信也
上	下	溝上	啓之
学	校	中島	賢二
ス	ポ	毛	利昭夫

議事日程第2号

令和元年6月3日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 服部良一議員
- 2 栗原吉平議員
- 3 高橋信広議員
- 4 橋本正敏議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

おはようございます。本日より一般質問でございます。よろしくお願ひしておきます。

事務局職員の議場内での写真撮影を許可しておりますので、御了承願ひます。

お知らせします。高橋信広議員要求の資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書きの規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。12番服部良一議員の質問を許します。

○12番（服部良一君）

おはようございます。12番服部良一です。まず、さきの八女市議会選挙において市民の皆様方の御支援をいただき、議席に着くことができました。頑張りますので、ひとつ今後ともよろしくお願ひします。

また、本日は令和元年最初の定例会でございまして、議運のほうで一般質問1番くじを引いていただき、私にとっては記念すべき日となりました。頑張って質問いたしますので、執行部のほうも記念すべき御答弁となるよう張り切ってお願ひしたいと思ひます。よろしくお

願います。

それから、順次通告に従い質問をしたいと思います。

まず1番、空き家対策及び移住対策について、1、空き家バンク登録とIT企業誘致のための空き家登録の関連はどう考えてあるのか。

2、誘致可能な空き家の調査は何件ほどあるか。

2項目め、IT企業サテライトオフィスの地方進出の意は捉えてあるのか。

1、サテライトオフィス研修所の近況をお伺いします。

2、都心から地方へオフィスを移設しようとする相手方の意は把握しているのか。

3項目め、追跡質問になりますが、下水道事業と合併浄化槽の格差について。昨年の質問のとき、市長の答弁をいただこうとしたんですが、私の不都合によってお答えを途中でやめやんごとなりましたので、もう一度追跡質問をさせていただいております。下水道使用料と合併浄化槽の管理費との格差はどう考えてあるのか。

以上、質問をいたします。あとは質問席にて行いますので、ひとつよろしく願います。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。12番服部良一議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、空き家対策及び移住対策についてでございます。空き家バンク登録とIT企業誘致のための空き家登録の関連はどう考えているのかという御質問でございます。

八女市空き家バンク要綱では、空き家については居住用と業務用に分けることなく、空き家バンクに物件を登録できるようになっています。また、利用目的につきましても、定住以外に定期的に滞在または開業としておりますので、既存の空き家バンク制度はIT企業の誘致にも利用できます。

次に、誘致可能な空き家の件数でございます。

令和元年5月23日現在で空き家バンクには24件の登録があり、所有者の意向によりませんが、全ての物件をサテライトオフィスの誘致に活用することができます。

次に、IT企業サテライトオフィスの地方進出についてでございます。

サテライトオフィス研修所の近況をお伺いするというお尋ねでございます。

本市では、平成31年4月から地域しごとづくり拠点施設、南仙荘の運用を開始いたしました。

早速、この4月に、神奈川県鎌倉市に本社を置くIT関連企業から15人程度が5日間滞在し、オフィス移設体験をしていただいております。

次に、都心から地方へオフィスを移設しようとする相手方の意は把握しているのかというお尋ねでございます。

前述したオフィス移設体験のアンケートによると、八女市のインターネット環境の安定性

と南仙荘のオフィス環境について、高い評価をいただきました。

また、滞在期間中に地域の方々との交流会を開催しましたところ、八女の自然、人の温かさ、おもてなしなどにも高い評価をいただいております。

次に、下水道事業と合併浄化槽の格差についてでございます。

下水道事業の最終予定額はという御質問でございます。

下水道全体計画において、整備完了予定年度は令和22年度となっており、整備完了までにかかる事業費については、約270億円を見込んでおります。

次に、下水道使用料と合併浄化槽の管理費との格差はどう考えるか。

下水道使用料は使用水量または世帯人数に基づき算定され、それに対して浄化槽の管理費については浄化槽の大きさなどに基づき算定されます。

算定方法の違いにより、世帯人数が少ない場合などで負担額に違いがあることは承知しており、浄化槽の一層の普及促進とあわせて、本市の財政状況や近隣市町の状況なども踏まえながら、引き続き調査研究をしております。

以上、御答弁申し上げます。

○12番（服部良一君）

まず、空き家対策、移住対策についてお尋ねします。

執行部のほうにお尋ねしますが、私の記憶では空き家バンク制度は8年ほど過ぎたんじゃないかと思いますが、開設から今までのバンク登録総数、何件で、そのうち何件が契約成立しているのか。空き家バンクのほうですよ、8年前に開設されたでしょう。今まで何件登録して、そして何件が成立しているのか。

今、市長も申されましたが、今24件あると言っておられますが、その経緯もお聞かせいただければと思います。それから、その中で市外からの移住者はどれぐらいほどあるのか、お伺いしたいと思います。

それから、現在、その物件24件が交渉に至らない理由があるならばお伺いしたいと思います。

以上3点、お願いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

八女市の空き家バンクにつきましては、平成23年12月1日より情報公開を開始いたしております。これまで空き家に住みたいと、利用を希望される方を利用者登録と呼んでおりますけれども、この累計が平成31年度途中まで加えまして302件でございます。そして、使ってほしいという物件の登録も平成31年度まで含めると103件となっております。そのうち成約数は48件でございます。さらにそのうち市外からの転入件数といたしましては、件数で

25件、人数で54人となっております。

それと、現在の空き家バンクの登録物件、24件ということでございます。この経緯ということでございますけれども、所在といたしましては、合併前の八女市エリアに6件、そして黒木エリアに9件、上陽エリアに3件、そして立花エリアに3件、星野エリアに3件という内訳になっております。

この24件が残っている理由ということでございますが、一概に一言では御説明するのはかなり難しいことでありますけれども、傾向として御説明いたしますと、最近、空き家の利用申し込み、そして物件の登録の依頼というのはふえておりますけれども、やっぱり近年では登録の新しい物件ほどすぐ成約につながるということがございますので、この残っている——残っているというか、現在あります24件というのは比較的登録年数の古いものと私どもは分析いたしております。

以上でございます。

○12番（服部良一君）

黒木は9件、黒木のことをちょっと申しますと、黒木は9件ですね。その中の内訳として、鹿子生が1件、大淵3件、黒木4件、本分1件となっております。この物件は、先ほどから聞いていますと、一番最初から古いと言われましたが、一番最初から登録されているんですか。空き家バンク制度がしかれてからすぐ、黒木だけを今言いましたけど、24件はずっと最初からあった物件なんですか。途中からも登録をふやしていった物件ですか。そのあたりがわかりません。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

どこが新しい、どこが古いというのが、区分があれでございましてけれども、登録順に連番ということで番号を振っておりますので、この番号を御紹介いたしますと、黒木エリアを一つずつ申し上げますと、物件2番、物件3番とございまして、こちらは類推でございまして、比較的古い登録だと思われまして。

それと、続いて物件67番、76番、81番、93番、94番、96番、98番とございまして、このグループについては比較的新しい物件ではないかと思っております。

以上でございます。

○12番（服部良一君）

そのあたりを聞いておるのは、後でわかってくれると思いますが、この資料には非常にみんないい物件だということを書いてあるんですよ。山間部の集落に位置する農家住宅ですと、いろいろと、これはホームページですので、寄ってくれるように説明してあるんだろうと思いますが、いい物件と思います。

そこで、ちょっと話を少し変えますけれども、次に、IT企業のための物件確保についてということについてお伺いします。

課長は昨年、またこの話は委員会でも私は聞きよったんですが、こうおっしゃったんですね。IT企業のための空き家登録と空き家バンクの登録と統合、合算して進めていくと、共有するとおっしゃったんですね。このIT企業のための空き家を持っておったと聞こえたんです。それと、空き家バンクのほうの物件と合わせて共有していくと、私はそう聞こえました、そうおっしゃったので。今の話を聞いてみますと、この24件もそうですが、ほとんど空き家バンクの103件の中の物件のように聞こえます。わかりますか、私が言いたいこと。今回、IT企業で誘致を頑張ろうとするならば、もう新たな物件がここにプラスされておかにゃいかんのです、本当ならば。そうじゃないですか。

では、聞き直します。IT企業のための空き家はどれだけ相談されて、どれだけ今ふやしてあるんですか。この24件の中に含まれておるなら、それでもいいですよ。それをお尋ねします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

この空き家バンクにつきましては、平成31年3月17日の改正で、いわゆる事業用にも使えるということで利用目的を追加いたしておりますので、それまでに既に、今御指摘のIT企業用の物件があったということはございません。その間、IT企業誘致用の物件について相談、確保する取り組みがあったかという御質問につきましては、いわゆる住居用と事業用の物件の区分はございません。両方あわせて対応しておりますので、空き家バンクの物件の募集に当たっては、その区分を用いて募集した実績はございません。

以上でございます。

○12番（服部良一君）

どれだけIT企業用に地域の方に御相談なされたんですかと聞きよるんです。何件ふやしてあるんですか。IT企業用にも、あれからもう1年ぐらいたっておるじゃないですか。恐らくこんな企業が来ますから、おたくの物件を貸すことはできませんかとか、もしくはその社員さんがお泊まりになるような物件は貸していただけませんかと御相談されて成立したらなら成立したらん件数でいいですよ。でも、私はこれは見えないと言いますよ。どれだけふやしてあるのか見えないと言いますよ。今まで聞いたのは、空き家バンクの103件の中の登録しか言っていないじゃないですか。だから、そこを聞きよるんです。今回のIT企業の意気込みを、私はそこから探っていこうと思って聞いておるんです。今の答えはなっていませんよ。もう一回言ってください。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

空き家バンクの物件の確保の流れといたしましては、物件のオーナーから利用登録をいただいて、そして我々でその物件を調査して、空き家バンクとして活用できるかどうかを確認した上で登録するという流れでございます。でございますので、オーナー様から物件の活用意向が出たときに、我々はこの事業要綱を示して、今御相談のある物件については住居用もしくは事業用として使うこととなりますという御説明をして、それに御承諾いただいた物件については、先ほど申し上げました流れで物件登録ということになりますので、特にこちらからIT企業向けにこの物件をぜひ御相談したいと、貸していただきたいという活動は実施しておりません。

以上でございます。

○12番（服部良一君）

すったもんだになりますので、先に行きます。

次に、進む前に関連してくると思いますので、もう一つお伺いします。

IT企業のオフィスを地域におやりになる場合、どんな物件が人気があるのか、またその社員の方はどんな物件をお望みなのか。というのは、今おっしゃったんで分析してあるんですね。どういうのがマッチするのか、お住まいとしてはこんなふうな、オフィスの場合こんなふうなのというのはもう分析してあるわけですね。してあると言わしゃったでしょう。これは今度の広報、楽しみにして読みました。黒木町南仙荘でお試用オフィスの体験ということですね。この後ろのほうの5行目あたりを——持ってないですね。（「ございます」と呼ぶ者あり）持ってある。

オフィスの広さや社員の住まいなどの部分で、さまざまな検討が必要だと感じているとのことでしたと書いてあります。ということは、さまざまな物件を見せてあるということでしょう、さまざまな御意見があったわけですから。一つを見ただけでさまざまは出ませんので、幾らか見せてあるはずなんです。言葉で説明してあるだけですかね。せっかく鎌倉市から来られたんです。そしたら、課長も知ってあるじゃないですか、近所にいっぱい空き家があったの、私が一緒に連れて回ったじゃないですか。ですから、空き家はあるんですよ。外からでも見ていいんですよ。そして、物件の方たちは貸してもいいまで言っております。これは見せてあるんですか、さまざまな御意見がありましたということですが。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

記事については、私も読みましたが、今回のカヤックの体験事業に際しては、実際の現地での物件案内というのは実施しておりません。一つ、このカヤックという会社が、規模の関係もあると思いますけれども、かなり大きな企業で、株式も上場してあるような会社でござ

いますので、そういった立場からオフィスなり住居をごらんになったという感想ではないかと思っております。

以上でございます。

○12番（服部良一君）

カヤックの社員の1人が私の親友のおいっこでして、よく話はその友達からしていただいています。大きな会社ということも知っております。鎌倉から来られたのにも何か意味があったんじゃないかということでお話は少しは聞いております。せっかく鎌倉から来られたから、用意していませんじゃなくて、できれば、あるわけですから、そういうことも紹介してほしいなと私は思ったところです。

それから、近辺の方たちもおばちゃん、おっちゃんたちも若者が来るから楽しみにしてあった方もあるんです。近所で若者を見かけたら、よそ者扱いはしないで、どこから来たのと、何しているのという話しかけをしてくださいと私も頼んでおりました。そこが一番のポイントじゃないかと思います。ですから、もし近辺に空き家があるならと、向こうの方もひよっとするとお選びになる可能性も高くなる。ですから、今まだ用意していませんじゃなくて、やはりそういう情報を出してやってみて、お試しをしたいという企業がこれから先も来られるなら、万全の体制というのは、向こうは空き家を探しに来てあるわけですから、そこは考えて用意しておかなければできないんじゃないかと私は思うわけであります。

私が聞いたところ、見ていないそうです。そうでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に行きます。

サテライトオフィスの地方進出の意はということで、南仙荘がオープンしましたが、まずその近況を、先ほど少し申されましたが、その内容を少し御説明いただけますか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

南仙荘は4月に地域しごとづくり拠点施設ということで、黒木町に整備いたしました。この施設につきましては、かつて料亭であった、地域には大きな空間を屋根材でオフィス化いたしまして、この空間に事務機能でありましたり、情報通信、W i - F i の環境とか、こういった業務ができるような条件を整備したところでございます。

その運用につきましては、まだ始まったばかりでございますので、先ほどからの御質問にございますように、お試し体験としてはまだ利用件数1社でございます。今後、実際に八女に来ていただく、お誘いするときにこの施設の活用とあわせてPRしていきたいと思っております。

土地含めて、あらゆる面で八女のすばらしさ、通信環境含めて御紹介できる施設と考えておりますので、活用を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○12番（服部良一君）

2014年、地方創生が追い風となり、脱東京、脱都心、そういう機運が高まってきている人たちの中にはいます。多くなってきていますね。地方進出というのが聞こえてきました。そして、日本各地で移住者の誘致合戦が今繰り広げられておるんです。そういうのに興味がある人は、もう日本各地にどここの会社が進出したというのは、アンテナが立っているわけです。特に長野県とか島根県は非常に頑張っております。九州でも大分の姫島に3社、IT企業が進出していると。九州で我が八女市が最初と頑張ってきていたんですけども、少し先を越されてしまった。1番はもちろん知ってあるとおり、四国なわけですが、この脱都心とお思いになる企業は、やっぱり何を都会から、都会はあんなに便利で、華やかで、不自由がないと、私たちの田舎からはそう思うけれども、脱都心を考えてある会社の方たちは、社長を初め社員の方たちはどんなニーズが欲しいのか、ニーズが要るのか、それはこちらが先回りして知っておかなければならない。そんな誘致合戦が今繰り広げられているなら、何を欲しいのか、どういうことで地方を選んであるのか、そんなことは探っとかにやいかんでしょう。どうでしょうか、お伺いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

御指摘のように、今、全国でサテライトオフィスの誘致活動というのは活発に繰り広げられておりまして、正直申し上げて、八女市の場合はこの取り組みは若干おくれがあるかなと考えておりますので、ぜひ巻き戻しに頑張っていきたいと思っておりますが、いわゆる都心、都会から地方にオフィスを移すと、こういう企業、いろんな経営の見方とか社員側の見方とか、地方の見方、求めるものはいろいろ区分できると思いますけれども、まず経営の見方からすると、やっぱり業務効率というのは経営されてあるわけですから一番重視されると思いますので、例えば、人材の確保でありますとか家賃等のコスト削減といったものは強いものと思います。

また、そこで働く人の視点からすれば、働き方、仕事と生活、仕事と家族であったり、子育てであったり、自分の趣味といったものにバランスよく時間を使える。例えば、これは都会では一般的に通勤に費用とか労力がかかるとおられますので、こういった魅力があると思います。もちろん、地方の側には過疎化が進んでおりますので、何とかサテライトオフィスの誘致で地域の活性化をといるところが大きいと思いますので、先ほど並べていただきましたサテライトオフィス誘致事業で成功している地域においては、やはりこの課題がそれぞれお互い解決したというか、解消した形になっているのかなと分析しております。

以上でございます。

○12番（服部良一君）

形にあるものというか、それは例えば都心でない景観、田舎ならではのといいますか、そういう景観ですね。そういうところでオフィスを開いて、気持ち的に余裕のある仕事をしたいということだろうと思います。それとか、物件はほぼほぼ木質でありまして、東京のほうでいけばビルディングの中で仕事をやらにゃいかんという差で、温かい木質だという感じとかを言われますよね。

または、今課長が言われた通勤時間、大体IT企業というのは後から出てきた企業ですので、立地条件が非常に悪いところにオフィスを構えてあると。通勤時間が2時間半というのはもうざらだそうです。3時間とかもかかる。往復すれば5時間、6時間を無駄とは言いませんけど、余暇の時間に持っていける時間をその通勤時間に使ってあるということ、やはり通勤時間が短い、すぐにでもオフィスに行けるという立地条件を選んであるということですね。

それから、家賃のお値段の違いですね。地方のほうが安い。広い屋敷を買っても、東京で小さなオフィスじゃなからんと金額的に合わないのに、こっちでは広々とできるということもあると。あるいは、子育ての環境、八女市は子育ての環境が非常に自慢ですよ。整っています。そういうことが恐らく形にあるものだろうと思います。

そして、その理由は、一番最初に田舎を選ぼうとして、きっかけは通勤時間からだそうですね。最初に通勤時間がどうにかならないかということからが始まりだそうですが、移住された企業にそれを尋ねてみますと、それはすぐ消え去るそうです。どういうことかといいますと、移住された企業、それは四国の企業なんですが、聞いてみるとこんなことを言われます。日本各地に景観のいいところはいっぱいあるそうです。はっきり言って、長野県とか景観がいいところというのは、もう日本各地にそれぞれお好みの景観のいいところは、ばさろあるわけですね。じゃ、どういうことが一番いいのかと、形にあるものなのか、どうなのかというところを聞いてみますと、そこに住む人たちですと言われます。そこに住む人たちに会いたいから、その人たちと一緒に生活をしたいからということだそうです。都会ではきりきりした生活で、隣の人とも話したことがない、そのほうがいい人たちもいるそうです、実を言うと。全然隣近所とつき合いのないほうがいいという人もいるそうなんです。ぎすぎすしたところにいると、心が病んだりすると。ですから、田舎で隣近所の人たちとライフワークを楽しむ、そして日常の生活がその人たちと過ごすのが一番いいというのを選ばれるんです。そういうことを言われました。ですから、形にないものとしましては、出会いとか、そういう人たちがおもてなしすることに関して感謝とか、その人たちに恩返しをすることとか、そういうことが日常に行われることがお互い成長していく、会社も、それから自分たちの家族も家庭もそこで成長していくことを望んであるということだそうです、最終的に。一番最

初の取っかかりは、通勤時間だとか、そんなことなんです。形あるものから入られるんですが、実を言うと、そこに行ったときにそういう人たちの思いのこもったおもてなしとか、そういうところで、よし私はここへ、ここは景観もいいからここに決めようというプラスアルファのほうがあるもので、実際は、本当は一番大切なのはそこに住んでおられる方たちが一番大切と言われておるんです。これが私が聞いたかったところです。ニーズは把握していますかと。課長は知ってあるはずなんです。一緒に1年ぐらいこのことの問題でずっと来ていますから、よくぞここまで南仙荘を開設していただきました。私はありがたく、感謝しておるぐらいです。しかしながら、これから発展が大切でしょう。ということは、そこがみそなんです。地域の人たちとどれだけ触れ合うか、どれだけ地域の方たちと一緒にいろんなことをするのか、そんなことが大切じゃなかろうかと私は思います。

もう一つ、つけ加えさせていただきます。移住支援とか施策を紹介しますと、ここに書いてありますね。支援です。定住支援施策を紹介します、この上から5項目のところ。空き家バンク制度のことを書いてありますね。そこにお持ちですか。そしたら、市内に存在する空き家の有効利用を通して地域住民と都市住民の交流を図ることを目的としますと、おたくが書いてあるんです。今回、鎌倉から来られました。これはされたんでしょうかとお聞きしたい。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

今回の体験交流に当たっては、事前に先方の人事担当者と何度か打ち合わせをして進めてきたんですが、先方のまず意向としては、地域で業務ができるのかというのが一番彼らとしてはポイントとして持っておりましたので、やっぱりインターネットの速度でありますとか、どれぐらい効率よく事業が進むのか、これは経営者の視点である一つは思います。ですから、実際にやってきたのはCM作成のチームであったわけですが、やはり通常よりやや多目の仕事を持ってきたということもありまして、なかなかそれ以外に使える時間が確保できなかったというのが実情でございます。

ただ、そういう中でも先方もぜひ地域の方と交流したいということでございましたので、中一日、水曜日に地元の方との交流会の機会を持たせていただきました。そこには先方のカヤック社の社員13名と黒木近郊、八女市内もちょっと含みますけれども、地元の若年層中心なんです。こちらから12名、そして私ども市役所から関係者が14名参加いたしまして、総勢39人で地域振興に向けてのアイデアを出し合ったり、その後に地域のコンニャクとか、そういった食材を用いて交流会を、簡単なものでございましたけれども、させていただきまして、やはり地域を知るいいきっかけになったということで、大変評価をいただいております。

それで、話は戻りますけれども、先方の誘致対象の意に沿うということは非常に大事なこ

とだと思いますし、その中には地域に進出して、そこに溶け込めるかどうかということは大きな心配の種であるかと思います。ですから、その地域の方々に協力していただいて、そういった不安の解消に御協力いただけたらば、今後、誘致活動というのも円滑化していくと思いますので、ぜひその御協力のほうをお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（服部良一君）

非常に頑張っていただいて、1日だったとは思いますが、そういう交流もしていただいておりますということでありがたく思っております。

大きな会社で忙しいからというのは、どこでも大抵忙しいんですよね。大きな会社といって、神山町は知ってあると思いますが、そこは東京に本社を持ってあるんですが、200名の社員さんです。そして、サテライトオフィスに30名来てあります。そして、広い縁側をつくってありますが、仕事が終わると、そこに地域の方たちがぞろぞろと一升瓶を抱えて寄ってこらっしゃるわけです。そして、そこで交流が始まると。全然計画もしないで、何月何日に寄ってくださいみたいなことではなくて、地域の方たちがふだんの日常生活の中に溶け込まれるわけです。そういう暇がなかった、そういう時間がつくれなかったということもあると思いますが、私は今後のために、私は応援団なんですよ。応援団としては、今後、そういうことで訪れられる企業さん、社員さんたちにどういうことが一番地域の方と密着できるかというのは日常なんです。わざわざつくって、どこどこに料理を持ってきて、そこでパーティー形式というのじゃなくて、地域のおばちゃんたちと会うとか、地域の青年団とか、そういう人たちと触れ合うことが、私はひょっとすると、ちょっとそこがボタンのかけ違いではないかと感じたわけでございます。ですから、今後ひょっとすると、そういうことも服部が言いよったなということで考えていただければ幸いじゃなかろうかと思っております。どうかひとつそれはよろしく申し上げます。

前も時間が足りなくなりましたので、今回、また追跡質問をしておりますので、次に進ませていただきます。

まず、下水道エリア完成時の現在の予定額は計画人口が2万300人と、面積916ヘクタールで、270億円でしたね、先ほどの答弁もね。そして、43億円の減となっているということですが、これは平成20年の見直し後、大幅に見直したじゃないですか。計画面積が1,157ヘクタール、人口が3万1,500人相手の313億円でした。この差し引き額が今言われる減額の43億円ということではないんでしょうか、お伺いします。

○上下水道局長（溝上啓之君）

説明させていただきます。

平成20年度の計画から平成28年度策定見直しの計画の差が、先ほどおっしゃいましたとお

り、全体事業費でいいますと、313億円に対して270億円ということですので、43億円の減ということでなっております。

以上でございます。

○12番（服部良一君）

43億円減額となりましたので、非常に安くなってきているんだなど、43億円だけを見ればそうなんですが、実を言うと、収益も減るわけですね。でしょう。人口3万1,500人から2万300人に減るわけです。でしょう。ということは、1万人以上の利用者の収益が減ることじゃないですか。一つそれをお願いします。

それから、耐久年数、これも昨年お尋ねしておったものですが、20年と50年の工事内容があるということだったでしょう。もう20年来ていますよね、一番最初に工事したものはもう20年たっている。このまたメンテナンス料が加算されていくんじゃないですか。43億円どころじゃないということになりますけど。

それから、もう一つついでに言っておきますが、使用料の滞納とか、そういうことはないんでしょうか。

3点お伺いします。

○上下水道局長（溝上啓之君）

初めに、人口減で収支が減るのではというお尋ねです。

先ほど説明しておりませんでした。計画前の計画人口、計画変更前ですね、平成20年度策定の計画人口で3万1,500人、また見直し後の人口が2万300人ということですので、計画人口としましては1万1,200人の減となっております。これにつきましては、一つは目標年度が見直し前の目標年度としましては、当時、平成37年となっております、見直し後は10年延伸しております、その10年の差というものもここに含まれておるということでございます。

それから、人口の推計する時点で、新しい推計方法を使っておりますので、今般の全国的な問題でございますけど、人口減少社会がちょっと進んでおるとい状況も入っておりますので、そういう形になっておるものと考えております。

それから、当然域内人口が減ることによって収入というか、収益のほうが悪くなるということも含めて今回計画の見直しを行っておるところでございますので、ここで金額的なものは申し上げる材料はございませんけど、そういうことでございます。

それから、耐久年数の話でございますが、以前も御説明させていただきましたが、下水道の耐用年数という形で申し上げますと、管渠等においては50年、あとポンプ設備等につきましては20年と言われております。現在、じゃ、メンテナンスは一体、ほぼ20年たってどうなったかということでございますが、管渠のほうにつきましては、当然50年ですので、まだ

そういう状況にはございません。あと、電気設備、ポンプ関係につきましては、若干取りかえ工事等を行っております、大体1台当たり1,700千円か1,800千円程度のポンプの取りかえ工事を2回行っております。そういう状況でございます。

それから、使用料の滞納ということでお尋ねでございます。

使用料につきましては……（「よかですよ。また後で」と呼ぶ者あり）はい、済みません。

○12番（服部良一君）

ちょっと歯切れが悪くてよくわからんやっただですが、ポンプだけじゃないと思うんですけど、100幾らじゃないと思うんですけど、メンテナンス料は。そこはもう少し調べて後でお知らせください。

それから、使用料の滞納はないかもしれないと思ったんですが、お尋ねしたところですが、ちょっとわからないということで、後でまた御説明いただければと思います。

もう一つなんですが、個人宅への引き込みは個人負担ですよ。これは滞納はないんですかね、個人宅への引き込み。これは個人負担分があったでしょう。なかったですかね。記憶違いかな。

○上下水道局長（溝上啓之君）

お答えします。

個人負担と申されますのは受益者負担のことですね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

下水道につきましては、受益を受ける方が、全市民じゃなくて、特定のところに土地等を持っておられる方ということになりますので、受益者負担制度がございます。こちらにつきましては、基本的には分割払い、一括払いという方法で納めていただいておりますが、収納率としては100%と残念ながらっておりませんで、若干滞納があるという状況でございます。

○12番（服部良一君）

時間も少なくなってきましたので、滞納があるということでも下水道は使用できるんですよ。合併浄化槽はそういうわけにいかんのですよね。そこらあたりはもう少し研究していただければと思いますが、支払わないところも汚水は流していいということになるわけですね、今のお話では。少し合併浄化槽と差があり過ぎるんですよ、そういうところの感じも。合併浄化槽をしてあるところはお金を払わんなら使われなくなりますからね。

次に行きます。

令和21年が完成見込みと思っていたんですが、市長の御答弁では令和24年と、少しまた長くなっているのかなと思いますけど、完成見込み年度。平成でいえば五十何年と言われていたですよ、51年じゃったですか。言われますか、急いでください。時間がありません。

○上下水道局長（溝上啓之君）

先ほど市長答弁でもございましたけど、令和22年度でございます。平成52年です。

○12番（服部良一君）

ということで、令和22年が完成見込みということですが、もちろんこんな大きなお金が動いている事業だから、先ほども少し人口のことを言いましたが、令和22年はこの下水道エリアの人口は何人ぐらいというのは見込んで、シミュレーションしとかにやこて、収益とか、今言われたように、滞納もしてあるかどうかわからない、それからお宅に引き込む負担金も100%ではないと言われるわけですから、令和22年、これまでの人口減少とか、そういうことはシミュレーションを当然しとかにやいかんのです。そうせんと、これは財政問題にかかわってきます。ですから、そこはシミュレーションをしてあるものと思いますので、お尋ねします。

○上下水道局長（溝上啓之君）

整備完了時の下水道処理の人口等ということでお尋ねだと思います。

令和22年度の見込みで、計画では下水道処理区域内の人口が1万9,200人と推定しておりますところでございます。

以上でございます。

○12番（服部良一君）

もう時間がなくなりますので、1万9,000人ということは、この感覚から言えばもっと減るような気がしたんですが、まあ1万9,000人という数字を出してあるならそれでいいと思いますが、いずれにしても、収益は減っていきますよね。そういうことも考えていかねばならないんじゃないかと思っております。

次に行きます。

以前、担当部局に福岡の浄化槽シンポジウムの本は読まれましたかと言いましたよね。これです。（資料を示す）見ましたね。読まれたでしょう。これも私一人で行ったんですが、同僚議員も2人来てありまして、ここに書いてある先生お二人ですが、松田尚之さん、中村修さんと、大学の教授ですね。農学博士とか、この方たちは何を言っているか。そこに持っているでしょう。何を言っているか、この方たち二人。端的にいいです、この方たちは何を言っているんですか。

○上下水道局長（溝上啓之君）

申しわけないですけど、内容について詳しくは把握しておりません。

○12番（服部良一君）

読まれたと言ったから聞いたんですけど、簡単に言いますと、これから先は松田さんいわく、各自治体で下水道が圧迫するということを言っております。浄化槽に移行すべきじゃ

ないかということをおっしゃられます。この方たちが全てじゃありませんよ。しかし、私も勉強しに行ったところ、そう言っています。

それから、中村さんのほうは合併浄化槽を利用して再利用を図るべきじゃないかということで、下水道よりも合併浄化槽を進めるべきじゃないかと。下水道がもたらす自治体財政の破綻ということで説明をされました。

この方たちが全てではないにしても、研究をされている方たちですので、的が余り外れているとは思えないと思います。ですから、やはりこれから先研究していくべきじゃないかと。財政がかかってくる、市長もずっと言っていますが、地方交付税も下がってくる、自主財源も下がる、そんな中、お荷物と言ったら失礼になりますが、少し財政が圧迫するような事業は、シミュレーションも先々を見とかにやいかん、滞納がどれくらいあるかもわからないじゃ、私は違いやせんかと思っているところです。市長の答弁をいただかにはなりませんので、きょうはいただきます。

高齢化がどんどん進んでおります。先ほどから申しておるとおり、合併浄化槽はおひとり住まいがかなり多くなっております。それはもちろん下水道エリアもおひとり住まいが多くなっております。前回聞いたときに、担当部局にお聞きしたときには、下水道1人の料金は17,280円と言われました。しかしながら、合併浄化槽にもしも7人槽に、私が7人槽ですから7人槽ばかり言いますけど、7人槽にひとり住まいとなりますと70,098円、本当は74千円ぐらいかかります。70,098円と当局が申されました。実際、1人同じ八女市に住んでおいて、高齢者の方が下水道に1人、合併浄化槽に1人住んであつたら、50千円以上差がつくんですよ。54千円ほど差がつくんです。年金暮らしでやっとな生活をしていきなされる方たちが、こんな差がついていってはいかんのじゃないか。しかも、下水道では借金が膨らんでいく、それはみんなで払っていかんやいかん。こんなことではいかんとじゃないですかということをおっしゃる私は言っているんです。この市長の答弁を、10分ありますので、ゆっくりお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

お答えしたいと思います。

いろんな分野で御意見を聞かせていただいて、大変ありがたいと思っております。今、議員がおっしゃった下水道、合併浄化槽だけの問題ではなくて、さまざまに類似した事業があるわけで、それをどう合理化して節減をしていくのか、個人の負担を減らし、あるいはまた行政の負担を減らしていくのか、これは極めて重要な課題であり、今真剣に取り組んでいかなきゃならぬ課題だろうと思っております。

今おっしゃるように、お一人17,280円と7人槽になると70千円越すという金額、こういうのも実は現実的には非常に難しいわけですね。難しいというか、負担が極端に差がありま

すから、こういう差は縮めていかなきゃならないと考えております。

それから、国の考え方もいろいろあるんだろうと思いますが、今後は下水道事業ではなくて、合併浄化槽で指導していくべきだという国の考え方も変わってきております。ですから、当然私たちは同じ市民の方の格差を是正し、財政的な検討をよくして、財政に大きな負担がかからないように、これは国の考え方も十分配慮して取り組んでいかなきゃならない、検討しなければならないと思っております。これを改正する面ではいろんな問題があるのではなからうかと、今頭の中にありませんが、多分簡単にすっと変えられる課題ではないんじゃないか。しかし、将来のためにやらなきゃいけない。そして、まして今、議員おっしゃるように、おひとり暮らし、2人暮らしが増加している中で、これからもふえていきますから、そういう方々に対しても十分配慮できるような検討をできるだけ早急にやっていかなきゃならないと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（角田恵一君）

服部議員にお尋ねしますが、あと答弁を受ける質問があれば、ここで休憩にしますが、（「これで終わります」と呼ぶ者あり）

○12番（服部良一君）

本日、合併浄化槽のことで、私は市町村設置型合併浄化槽のことをずっと質問していましたが、今回はここまでとしますので、また追跡質問になると思います。

今、市長も言われた国の動きはそうなんですよね。ですから、今後また合併浄化槽制度について質問させていただきたいと思っておりますので、きょうは私の質問はこれで終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

12番服部良一議員の質問を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

午前11時2分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き再開いたします。

15番栗原吉平議員の質問を許します。

○15番（栗原吉平君）

皆さんおはようございます。今回、議会の改選が行われまして、皆さん御当選おめでとうございます。そしてまた、令和に入り、一般質問させていただきたいと思っております。

今回、私の一般質問、最初に高齢者の交通事故多発における実態と対策について、それから耕作放棄地、そして、八女茶のことについて少しお伺いしたいと思っております。

最近、多発する高齢者ドライバーによる自動車事故は、全国的に社会問題となっております。それに伴い、高齢者による免許証返納が増加してきました。しかしながら、地域性において、自家用車に頼らざるを得ないのも現状であり、身体的不安を抱えながらも、やむなく運転されておられる方も少なくありません。そうした不安や不便さを解消する支援は行政にも求められるのではないかと思います。

このような高齢者ドライバーにどのような対策や指導をされていくのか、お伺いいたします。

2点目は、過去1年以上作付せず、しかも、この数年の間に再び耕作する考えのない土地のことを耕作放棄地と定義されています。八女市の農業分野での課題としては高齢化と後継者不足、その関連性から耕作放棄地がふえていくと予想されること。こういう耕作放棄地をどう再生、活性化させていくのか。また、改正された農地法や農地中間管理機構により、企業などの比較的安易に農業経営ができるようになり、農地の再生と有効利用が促進されています。耕作放棄地は多面的機能の低下はもとより、病虫害、鳥獣被害、災害等発生し、農地利用集積の疎外にも結びつくおそれがあることから、その発生防止を図るとともに、耕作放棄地の解消を目指していくことが必要です。どのような対策をとられているのか、主に通告しております項目についてお伺いをいたします。

最後は、ことしの八女茶の対策と指導についてお伺いしたいと思います。

あとは質問席にて質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○市長（三田村統之君）

15番栗原吉平議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、安全対策についてでございます。

高齢者の交通事故多発における実態と対策についてでございます。

近年、高齢ドライバーの交通事故が新聞やテレビ等で報道され、社会問題になっており、住民の3人に1人が高齢者である八女市においても対策が必要であると考えております。

八女市の交通事故発生件数につきましては、ここ数年は減少傾向にあります。

平成30年中に発生した交通事故337件のうち、高齢者が関連する事故は138件で、全体の41%を占めております。

現在の取り組みとして、高齢者の運転免許証自主返納支援事業と八女シニアドライビングスクールと題した高齢者の交通安全講習を行っております。

今後も免許証を返納する方に対する支援と、運転を続けることができる方に対する交通安全の再認識の場の提供の2本柱で高齢ドライバーの交通安全対策を行ってまいります。

次に、農業の施策についてでございます。

耕作放棄地対策についてでございます。

まず、新規就農。

新規就農者につきましては、農家の後継者を含めた将来の八女市を支える青年就農者を支援するため、国、県の新規就農者に対する支援事業に加え、新規就農者向けの農地確保事業など八女市独自の事業を拡充し、新規就農者の育成、確保に努めております。

次に、農地中間管理機構についてでございます。

農地中間管理機構では、利用権の設定や所有権の移転のほか、経営転換または農業をリタイアする場合の経営転換協力金事業、地域ぐるみの農地集積の取り組みに対する地域集積協力金事業などを活用して、担い手の農地を集積し、農用地の利用の効率化及び高度化を図っているところでございます。

また、今般、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案が参議院本会議で可決されております。

この法律により、機構を通じた利用権の設定のしつ期間の短縮や借り手の利用状況報告義務の廃止など、農地中間管理機構の仕組みの改善がなされておりますので、農地中間管理機構と農業委員会、その他の関係機関との連携をさらに強化し、担い手への農地の集約の加速化を図ってまいります。

次に、下限面積についてでございますが、農地の権利を取得する下限面積につきましては、農地法第3条許可による場合には、生産性の確保や投機目的の取得の防止を考慮し、40アールと設定しております。

ただし、空き家バンクに登録された空き家に附属した農地につきましては、新規就農者の定住促進及び遊休農地の有効活用を図る観点から、5年間以上の耕作継続を条件に下限の面積を1アールとして取得を認めているところでございます。

また、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定につきましては、新規就農者のうち、青年等就農計画の認定を受けた方または認定見込みの方に対して下限面積を設定しない措置を図り、新規就農者の育成に取り組んでおります。

次に、六次化産業支援についてでございます。

六次化産業支援につきましては、県及び市独自の支援事業により、主に農村女性活動グループや中山間地域の農用地利用改善団体を対象として、新規品目導入や農産加工品の開発、販路拡大などを行うグループに対し支援を行っており、六次化の推進につなげていきたいと考えております。

最後に、主力農産物「茶」の対策と指導についてでございます。

八女市の基幹作物である八女茶につきましては、国、県の事業を活用し、茶園、高性能省力機械、茶工場機械の導入を進めるとともに、市単独事業におきましては、八女茶生産振興事業による生産組織の事業推進支援と八女伝統本玉露の生産維持のための手摘み経費補助な

どによる振興対策に努めているところでございます。

生産現場の栽培及び製造技術の指導につきましては、福岡県、J A、本市、その他関係団体で構成する八女地域農業振興推進協議会八女茶部会におきまして、栽培基準の策定、定期の現地講習会、茶園、茶工場の指導巡回、技術情報の発信、凍霜害対策などに取り組むことで、高品質の八女茶生産指導も進めております。

今後も、国、県の補助事業を活用するとともに、関係機関との連携による八女茶振興を進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○15番（栗原吉平君）

最初の高齢者ドライバーのことに付いて少しだけお伺いしたいんですけども、日本全国で運転免許証保有者は平成28年度で8,200万人、男女の割合は男性が54%で女性が46%だそうでございます。このうち、せんだってからテレビのほうで高齢者ドライバーのことに付いていろんなテレビのインタビューがあつておつたんですけども、高齢者ドライバーの方にマイクを向けられたら、その人が65歳やったんですね。高齢者ドライバーというのは65歳からかなと、私はそげん理解したんですけど、私もちょうど65歳になりますから私も高齢者ドライバーの仲間入りだと自覚したんですけども、65歳以上の免許証保有者が1,800万人、これは日本の保有者の22%、さらに75歳以上の保有者になりますと540万人、保有者の7%が75歳以上だそうでございます。大変な数だと思っておりますけれども、私はちょっとわかりませんので、八女市の免許証保有者、それから高齢者による割合、これはどのくらいになっていきますか、よかったら教えてください。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

まず、高齢者の運転免許証保有の数というか、率でございます。

ことし、平成31年4月現在でございますけれども、八女市内の運転免許証保有者数が4万4,678名、このうち、いわゆる高齢者と言われる65歳以上の方が1万3,773名、率で申しますと、30.8%になっております。

以上です。

○15番（栗原吉平君）

平成31年度ですと、65歳以上の免許証の保有者が30.8%ということは、これは全国平均よりも相当高いという数字があらわれているんじゃないかならうかと思っております。

さて、その中で八女市の支援策、先ほど答弁がありましたけれども、自主返納支援事業、それから、安全講習も含めてシニアドライビングスクール、高齢者ドライバーの交通事故が年々増加し社会問題となる中、八女市は中山間地域を多く抱えるため、自動車は欠くことの

できない移動手段であることは十分御承知だと思いますが、このシニアドライビングスクール、昨年たしか補正で組まれたと思うんですが、1人7千円の対策費で48名分として計上しましたということで、以前、前課長からお聞きしたんですが、ホームページの中に確かにあります。確かに予定を組まれてありました。でも、何人参加されて、どういう意見があったのかというのは何も記帳されていなかったから、この結果についてはどのように判断されているのか、お聞きいたします。

○防災安全課長（古家 浩君）

御説明申し上げます。

今おっしゃられた八女シニアドライビングスクールの件でございますけれども、こちらのほうは八女警察署と合同で65歳以上の高齢ドライバーを対象に、高齢者交通安全講習会、八女シニアドライビングスクールというものを開催しております。これは高齢者の方が自分自身の身体機能、判断能力、運転技術などを認識していただき、日ごろから交通安全を心がけてもらうことを目的に行っておるものでございます。

受講者は平成29年度が35名、平成30年度が51名でございました。本年度も10月に実施を予定しております。

講習内容といたしましては、委託先の八女中央自動車学校において、机上の演習ではなく、実際の教習車両に乗車していただき、各種体験をしていただいているところでございます。出会い頭事故体験、ペダル踏み間違い体験、バック体験、死角確認体験、自動ブレーキ体験、これは最新技術の自動ブレーキです。それと手足の反射神経確認など、こちらのほうを体験していただく内容になっております。受講された方々に聞いてみますと、新たに自分の弱いところがわかったし、これからも気をつけていきたいというお声も聞いておりますので、今後とも、この事業の活用を図っていきたいと思っております。

以上です。

○15番（栗原吉平君）

確かに大変いい制度でございますので、ぜひとも、この2桁数字よりも、やはり高齢者の率から考えれば、もっと何百人という単位でしなければ対応に追いつかないんじゃないかと思えますし、各地域の行事とか、あるいは老人クラブとかで確かに警察を呼んで安全講習をしたり、あるいは市の担当者を呼んで安全講習を盛んに行っていないかと、対岸の火事ではないような気もいたしますので、ぜひその辺はふやしていただきたいなと思っております。

さて、高齢者運転免許証の自主返納について少しかお伺いしますが、昨年度、八女市の中でどれくらいの方が自主返納されたか、ちょっとそこをお聞きします。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

高齢者運転免許証自主返納支援事業というものです。こちらについては高齢者による交通事故の減少を図るために自主的に運転免許証を返納された方に対して支援を行っているものでございます。いわゆるタクシー券、八女市予約型乗合タクシー並びに福岡県筑後地区タクシー協会加盟のタクシーで利用できる300円の回数券を200枚つづり、合計60千円分、こちらをお一人様1回に限り交付するものです。

平成30年度5月からスタートの事業でございました。平成31年3月までの平成30年度分で426名の方がこちらの交付を受けられたことになっております。

ただし、平成30年度に限りましては経過措置で平成29年度内に返納された方もこの1年に限ってはさかのぼり、対象者としておりましたので、さかのぼりの方が七十数名だったと記憶しております。

それと、ことし、今年度に入ってからでございますけれども、4月、5月の2カ月間で77名の申請が今あっておるところでございます。

以上です。

○15番（栗原吉平君）

今聞いてみますと、426名プラスアルファになりますけれども、もちろん、八女市の高齢者運転免許証自主返納支援事業というのは私もよく知っております。返納された場合には八女市内、八女市タクシー共通券を1年に限ってお渡しするというところでございます。しかし、返納者に対して共通券がどれくらい利用されたのか、この数字というのはわかりますかね。それからそのほかに、例えば、堀川バスが主導でやっている路線バスの半額運賃、これも大変いい制度だと思っておりますけれども、この利用があっているのかどうか、そこらあたりはどうなんでしょうか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

今おっしゃられた、いわゆるタクシー券の回数券ですね、こちらについては平成30年度5月からのスタートでしたけれども、3月までの集計で1万6,317枚使用されております。金額で言うと4,895,100円になっております。交付した額面の額が25,560千円でしたので、使用率で申しますと、数字的には19.15%が使われたことになっております。

それと、先ほどおっしゃられた堀川バスの半額利用者の推移でございますけれども、こちらの分が平成22年10月から始まっておると聞いております。そこで、直近3カ年のデータでございますが、平成28年10月から平成29年9月までで八女市在住者の方で52名が申請されたと聞いております。同じく平成29年10月から平成30年9月までで61名、平成30年10月から平成31年4月までです、これはまだ途中でございます——で57名、ここ3カ年は52名、61名、57名という数字での推移がっております。

以上です。

○15番（栗原吉平君）

426名おられて、タクシー共通券がどれくらい使われたかということで使用率が19%、非常に低いですね。これは残った回数券というのは次年度にも使えるということですね。それから、バスの使用者、これも51名、これもやっぱり私が持っている数字よりか大分低いんだなと思っておりますけれども、やはりこういったことは使っていない方、あるいは乗っていない方にもう少し啓蒙活動が必要じゃないかと思っております。

特に街に住んでおれば、交通機関が余り不自由することはありませんが、問題は中山間地。バスの本数は少ないし、ましてや、なかなかタクシーもつかまらないという状況。そのためにデマンド交通でどうにかなると考えてはおりますけれども、やはり運行時間、それから、運行日数の制限は自由がなかなかききません。そのためにやはり返納も難しい状況があります。そのためにやむなく大きな病院に行くためには地域を離れるという人を何人も見てきました。そういう人たちがふえないように、どうかお互い手を差し伸べることは必要じゃないかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

また、デマンド交通が八女市の地域公共交通形成計画とあわせて、自主返納者に対しても使いやすい計画にしてほしいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

さて、70歳以上になる人が免許証の更新を受けようとする場合には、法定高齢者講習が義務づけられております。これは少し問題があるんじゃないかなろうかと私も思っておりますけれども、そういう場合には法定高齢者講習が義務づけられました。70歳から74歳の方は2時間、75歳以上の方はプラス認知症の機能検査、これを受けてオーケーが出ればいいんですけれども、この75歳以上の方が認知機能を受けてNGだと取り消しになるようでございます。加齢に伴う身体機能の変化を自覚させて、身体機能のレベルに応じた安全な運転を身につけてもらうことにより、高齢者運転の事故を防止することを目的としていますと書いてありますので。

ただ、普通、運転免許証を持っている人が70歳以下の人は免許証期限切れの前後1カ月、つまり、2カ月間は猶予がありますよね。これは70歳以上になると、70歳以上で免許証を更新しようとするときは、前5カ月からその人に通知が来ます。義務づけられていますから、あなたは自動車学校、あるいは試験場においてちゃんと高齢者講習を受けてくださいと義務づけられました。ところが、免許証期限切れに近い方が自動車学校に、例えば、義務教育の予約をします。そうすると、この間、テレビでやっていたんですけれども、3カ月か4カ月間待っておってくださいというテレビ放送があっていました。そこで私は八女中央自動車学校に行って、そういった方が予約された場合には、今現在どれぐらい待ちなんですかと言ったら、今のところは1カ月。免許証を更新する人が高齢者講習を受けようとするときには八

女中央自動車学校では今のところ1カ月先になります。つまり、今、八女市内の高齢者の方が70歳以上で講習を受けようとする、この制度の中で免許証を失うことは今考えられません。つまり、これはどんどんふえてくると、例えば、免許証が切れておったから学校に行って講習を受けにやいかんと思ったときに、例えば、4カ月、5カ月待たされると、それだけで免許証を失うという可能性が出てきます。これは可能性ですから、ないとは限りませんので、ぜひここのにきは八女市としてホームページなり、そういった広報について高齢者に、70歳以上の免許証更新はきちっとやってくださいという啓蒙活動をしていかないと、免許証が切れるという状態が発生しますので、ぜひお願いしたいと思うんですが、これについて、そういった情報というのは防災安全課のほうには来ていますでしょうか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃられたような高齢者の講習の件なんですけれども、高齢者講習の対象者が非常に多うございます。また、講習日というか、自動車学校での受けられる講習日も決められておりますために、希望する講習日に受講するためには早目の予約が必要でございます。そのために高齢講習の通知を運転免許証有効の、先ほどおっしゃられた5カ月前になっております。ホームページ等でも自動車学校としては早目の予約をしていただくように呼びかけはされていますが、なかなか浸透していない状態もあるようです。ぎりぎりになってしまうことが一番の課題になっておると聞いております。どうしても日程が合わないときなどは、なるべく免許証更新ができるようにということで、ほかの受講会場、高齢者講習受講会場を御紹介したり、なるべく手続がスムーズにいくように御案内も差し上げていると聞いております。

対策でございますけれども、季節にもよるかと思えます、対象年齢の方にもよると思いますが、高齢者の受検の内容にもよると思いますが、この5カ月前というのをもう少し早くし始めたり、その通知を送ってからのフォローといいますか、また問い合わせを頻繁にしたいということは今後広げていけたらなと思っております。

以上です。

○15番（栗原吉平君）

話は少し前に戻りますけれども、免許証を返納すると、身分証明書として使う免許証、これは今非常に身元を確認するときにはどこに行っても免許証を提示してくださいということなんです。もし、返納したら、身分を証明する、今まで使っていた最強の身分証明書というわけですよ。それはもちろん、ほかにもいろんな証明するのはありますよ。マイナンバーカードとか、パスポートとか、住基カードはもちろんのこと。マイナンバーとか住基カードは登録者が少ないから特に少ないとは思いますが、マイナンバーも受けていない人もおる

ということです。パスポートはだめなんですね。だめというか、この間、郵便局に行って荷物をとったらパスポートはだめだと言われるんです。パスポートプラス何かが必要と。パスポートは住所が明記されていないからだめだというわけですよ。だから、今、身分証明書として使う部分に最強のカードは何かというと、やはり運転免許証なんです。この運転免許証をなくすというところにイコールなんですね。免許証を返納するということは、身分証明書を大方の——ほかにも介護カードとか、健康保険証とかありましようけれども、やはり今、支所の窓口とかいろんな窓口に行って何かするときには免許証を提示してくださいと。この間、親戚の子からも身分証明書が要るから、私も、おまえ知っとろうもんと言うけれども、やはり身分証明書を提示してくださいと。この辺はやはりすごいなと思いました、やっぱり行政はきちっとやっているなどは私は思いましたけれども。

そうすると、その免許証を返納するときに警察署から発行される免許証にかわる運転経歴証明書というのを発行されるそうでございます。それが免許証のかわりになるということで、これは大変いいカードだと思うんですが、これは八女市のホームページを開いてもついていないですよ、恐らくついていないと思うんです。これをやっておかないと、俺はもう運転免許証でん何でん身分証明ばやってきたけんばってんか、あれば返納せやんなら、これも返納せやんじゃないかという感じを受けられるから、ぜひこれはやっておく必要があるんじゃないかかろうかと思っております。ぜひそういったことでお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思いますけれども、交通ルールはあれなんですから、道路交通法に基づく、いわゆるもみじマークというのは70歳、警察庁とか厚労省によりますと65歳です。だから、非常にその定義というか、年齢層が曖昧だということで、これは私もびっくりしたんですけれども、大変憂慮しておるところでございます。

次に、放棄された田畑について少しだけお伺いします。

いろんな施策もあると思いますけれども、筑後地区における自治体間のGDPというのは大牟田に次ぐ経済力も八女市はもちろんありますし、その主流でもある農業分野、八女市は基幹産業でございますが、現在、農家数、農業の就業者、そしてその面積、そしてまた、放棄された田畑、これがどれくらいあるのか、簡単でいいですからお願いします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをさせていただきたいと思います。

まず、農家数でございます。

農家数につきましては、これは前回の議会のときにも資料を提出しておりますが、平成22年の国勢調査によりますと3,766戸、平成27年で3,144戸、これは農家数でございます。

農業就業者数、これにつきましては平成22年が7,043名、平成27年が6,310名になってございます。

それと、耕作を放棄された面積でございますけれども、農業委員会等の調査の中で、合併当初617ヘクタールほどの耕作放棄地ということで面積がございましたが、直近でございますと、平成30年度457ヘクタールということで、これにつきましてはさまざまな要因の中で、市としてもこの面積を減らしていく取り組みをさせていただいておるような状況でございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

調査されるデータ上では耕作放棄地は減ってきたと理解してよろしいんですか。ただ、目につくところは放棄地の問題があるということでございますので、しっかり対応するべきだと思っております。

新規就農、これについては毎年何人ぐらいふえているのか。そして、どれぐらいの人が何の作物をやっているのか、少しお伺いしたい。

そしてまた、そういった新規、新しく農業を始めた方が協議会とか、いろんな懇親会まで含めたところでそういう集まりがあっているのかどうか、それをお聞きします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをさせていただきます。

新規就農者数でございますけれども、これにつきましては国の事業が始まったのが平成24年でございます、平成24年度から現在、平成30年度までの実績で申し上げますと、総勢85人の方が新規に就農を八女市のほうでしていただいているような実情がございます。その方々が主にどういう作物を作付されてあるかといいますと、果樹でいえばキウイ、ミカン、ブドウ、野菜でいきますと一番多いのはイチゴ、トマトといったところでの、そのほか花木であったり水稲であったり、そういった作物に従事をしていただいております。

それと、協議会的なものに会合があっているのかということでございますけれども、これにつきましては、市、JAあたりで新規就農支援対策チームというもの、支援対策会議というものもございますので、その中でそれぞれのいろいろな面について協議をした中で、よりよき方策を今後に向けて検討しているような状況でございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

平成24年度から平成30年度までで85名、これはトータルで85名。トータルですか——わかりました。

やはりこれは新しく農業を始めたいという方に意欲あるやり方でございますので、当然、国とか県とか、あるいは単独の市の新規就農、あるいは農協がやったり普及所がやったり、いろんな形での新規就農を集うことですから、やはり行政や農協が主体となって協議会をす

ぐ——もうあると思うんですが、そういったものを拡充させる。

それともう一つは、市の施策の中で、例えば、住宅支援事業とか家賃補助制度とか、そういった制度を組み合わせて、やはり縦割りじゃなく、横のつながりをきちっとやっていかなーいとなかなかふえてこないという現実がありますので、ぜひそこらあたりは考えてほしいと思っております。

次が、農地に関して言いますと、荒廃農地のところで農地の再生利用交付金とか、あるいは中山間地域直接支払制度、それから、多面的機能支払交付金等の活用もありますけれども、農地の中間管理機構の動きについてですが、農地を手放す、いわゆる出し手、あるいは八女市に登録している農地がどれぐらいあって、あるいは面積はどれくらいあるのか。それから、農地を買い受ける場合に借り手の状況というのは今どうなのか。そこらあたりちょっとデータがありましたらお願いいたします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをさせていただきたいと思えます。

借り手であったり受け手であったり、そういう具体的なデータは持ち合わせていないわけでございますけれども、昨年の実績で申し上げさせていただきますと、中間管理機構による集積の交付金でございますが、これにつきましては4通りですね、集積の内容によって交付金がいろいろございますけれども、地域で集積をした中での地域への交付金、それと、例えば、リタイアされた、農業をやめようとしているから中間管理機構という、さまざまな方向がございます。昨年の実績で申し上げますと、その集団、地域、地域的なものの面積につきましては1万ちょっとの面積がございます。1万アールでございますけれども。

それと、それぞれの小さな、先ほど申し上げましたリタイアであったり、そういった面につきましては、面積的に言いますと、160アールぐらいの実績となっておりますのでございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

面積集計が1万アール、10町かな。1万アールは10町ですね。（「100町です」と呼ぶ者あり）はい。

農地を貸し出す場合には当然、もう自分をつくらんから中間管理機構に預けよう。ところが、預けるときには——中山間地もあるわけですか、山間地もあるんですかね、平たん地が多いんじゃないかなと思うんですけれども。特に中山間地の農地については原野化しているという状況の中で、やはり経営的に認められないということがございますので、自分では管理できないと、市にお願いしたいと、中間管理機構に預けるよりも市でとってこれと、山林についてはあなたに上げますと、名義変更までしてあなたに上げますからとって

くださいということが非常にふえてきていると聞いていますけれども、農業振興課としてはどんな対応をとられますか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えさせていただきたいと思います。

今おっしゃられた農地を売りたい、山林を売りたいということで、市としてどう思っているかでございます。これにつきましては、市に農地を売りたい、貸したい、同じく山林もでございますけれども、これにつきましては、市としてはそれについての実施は行っておりません。

ただ、農地の場合につきましては、やはりそういう状況が出た場合、農業委員会におきまして農地銀行という制度もございますので、そちらに登録をしていただいた中で農地を私は貸したい、売りたいという中で、これにつきましては当然、窓口で借りたい方が、集積を好んである方が来られた場合には、行っておつなぎをしていく中で、それについて市がその交渉の窓口にはなっておりませんので、そういったところにつきましては、やはりその情報を提供させていただいた中で、少しでもそういう対策につなげていこうということで今やっているところでございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

全くそのとおりでと思うんです。やはり集落や地域において農業委員さん、あるいは農業委員会の協力、協力員さんとかも含めて、やっぱり集落営農組織の皆さんの力をかりて、やっぱりそこで相談しながらしていくのが当たり前のことであって、それが一番正しいんじゃないかと、まさしくそのとおりで思っております。

先日、ある新聞に、中間管理機構、いわゆる農地バンク法の改正に残る課題として書いてありました。何と書いてあったかという、どうも集約と集積、集約化ができないと。ただ単にみんな農地は貸し手があるけれども、借り手の部分でやはり中間管理機構がきちっとそこで農地の集積を図りながら貸していくというのがこの機構の主なものだということで、それがなかなか進まない、これは全国に1万5,000、中間管理機構の組織はあるそうでございます。しかし、その中で、たった——この制度は5年たったんですかね、4年たちましたかね。しかし、なかなか伸びていない状況から脱却させるためには、やはり地域での話し合いというのが大きなポイントになるんだと。我が勝手にしたっちゃいかんと。自分たちの農地は自分たちでどうかせにやいかんというのが、これが、いわゆる人・農地プランを再度立ち上げてやっていくということでございますので、ここは八女市もきちっとそこはやっていかないと、とんでもないことになりやせんじやろうかと思っております。これは課長、どうおられますか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えさせていただきます。

議員おっしゃられたとおりだろうと私も思います。さまざまな地域におきまして、当然抱えている人と農地の問題は地域によっていろんな差があるかと思えますけれども、やはりこれにつきましては、それぞれの地域の担い手さんであったりとか、新規就農者も含めて、それぞれいろいろな関係の方を含めたところで、その地域に合った将来像を描くというのがまさしく今後のこの対策には十分必要なことではないだろうかとも私も認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

ところが、もう一点大きな問題は、どうも国のやり方というのは、何でもかんでも人を集めて、そして、農地をまとめて、そして、コストを下げて安く売りたいというのが国のやり方で、そういったところには補助金、あるいは支援金というのはよく来るわけですよ。

もう一つ大事なことは認定農業者だけですね、兼業農家、私も3反百姓とかよく言われますけれども、私は認定農業者を剥奪されましたけれども、兼業農家が一生懸命その地域を耕していきながら、景観、あるいは多面的機能を守っていきながら、そういった人たちがなかなか農家として支援が薄いというのがやっぱり原因としてあります。これをどう市として守っていくのかというのは至難のわざだと思いますけれども、そこはきちっとやっぱり農地の集約化を加速させるということは、私は八女市農業の発展につながるんじゃないかと思っております。

農業委員会は毎年、耕作放棄の調査を行っておられます。例えば、3年間、全く耕してもいなければそのままの状態だとしたら税金がまた上がるということなんですかね、それは本当ですかね、お聞きします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

その税金の関係でございますけれども、これにつきましては税務課に詳しく確認をしておるところではございませんけれども、農地ということで、ある程度その税法上、課税上、若干の軽減措置であったり、そういったことが多分に考えられますけれども、例えば、それが農地でなくなった、雑種地になった、何とかになったということで、その評価の基準が変われば、やはりそういったことも考えられるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

農地を3年間ほったらかしておいたら課税基準が見直されるということはよく調べておっ

てください。それは多分本当だろうと思っております。

それから、下限面積については先ほど答弁書の中に、新しくする方には下限面積を設定しないという、これは初めて私はそういうことを聞きましたけれども、八女市は40アール、北海道は2ヘクタール。今、答弁書の中にありました、いわゆる宅地つきの農地やったら1アールですね、これは大変いいと思うんですが、空き家についている1アールというのは、それはもうどこでも制度が始まって、確かにいいことだろうと思いますし、下限面積については40アールから新規就農に限っては下限面積を設定しないと書いてありますので、もうこの質問はないと思うんですが、佐賀県の佐賀市なんかは平たん地は5,000平方メートル、5反の下限面積があったんですけれども、中山間地になると、これは違ってくるわけですよ。3反とか2反とか、そういったふうな設定を設けてあるところがございますので、ぜひそういったところも考えてほしいなと思っております。

それでは、農産加工品開発モデル事業を少しだけ質問しますけれども、これは八女市の基準では1団体当たり八女市の施策として年額200千円を上限としますと。この事業を受けられた方があるのかどうか、また、どういった仕事をされたのか、お聞きいたします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをさせていただきます。

今の御質問ですが、どういう団体かでございますが、議員の中から今200千円という言葉が出てきたと思いますけれども、これにつきましては農産加工の開発モデル事業で、旧立花におきましては梅を利用したアイスシャーベットであったり、同じくみそを加工した例であったり、星野にあってもユズの加工品を開発した事業であったり、こういった事業につきましては一定額の200千円という支出の経過もございますが、そのほか農村の女性につきましても星野であったり立花、八女、そういう女性のグループに対しても金額は多少違いますけれども、そういった市の事業を活用させていただく中で、この六次化につきましては事業を展開している状況でございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

昨年、東京へ行ったときに、羽田空港でどこかの町の農産加工品をPRしてございました。ところが、どここの農業についてということではあるけれども、全てその町で生産された、加工された品物だけしかPRしていないということなんです。これはどういうことかという、もう農産物だけでやっていけないと。だから、それを二次加工して、三次加工して、六次化産業させた上で売っていく商売でないと地域も育たないし、それから、雇用も生まれにくいということで、一生懸命されていまして。これは感心するわけですが、この日本全国の町や村から人が減っていく、そして、結果的に地方が衰退していくという状況は

人間が減るからではないという人もおられます。人が減るから衰退するんじゃないと。稼ぐ視点が欠けていると。もうけるという視点が欠けているから、結果として人が減っていくんだという人がおります。私もそれはそうなんだろうなと思います。どこどこ地方に行けば、安くておいしい野菜や品物がたくさんありますという発想そのものが地方の発展を邪魔してきた。どこどこに行けば、おいしくて高い農産物がありますと。そこに買い求めるという、その付加価値を求めないと、もう今からはやっていけないという人が書いてありました。私もそれは同感です。

八女の農業生産といえば、福岡県でもトップクラスの品目と優秀さを持っております。ぜひこの六次化産業、林業も昨年度から六次化産業に非常に力を入れました。八女もやはり六次化産業に力を入れてほしいと思っておりますし、先般来、アメリカのトランプが来て、もう日本は農業、いわゆるTPPじゃないけれども、そういったものを解放しないと、どうもアメリカの言うことも聞けないような状態になっておりますので、今後ますます輸入農産物はふえてきますので、やはり地域の中でとれたやつをどう加工してうまいとこ販売ルートに乗せるかというのは、これは一つの行政の手腕じゃないかと思っております。

さて、最後のお茶ですけれども、八女市の農協の取扱高のデータがありますけれども、八女市の農産物の取扱高、昨年、前年度ですから、昨年度が244億円。このうち一番多いのがイチゴで60億円、次がお茶で29億円、それから次がブドウで22億円というデータがあります。お茶の場合は個人で販売される、あるいは違うところに持っていくということもございますので、確かな数字じゃないかとは思いますが、それでもやはり第2位の販売高を持っているお茶でございます。このお茶が平成28年度から徐々に平均単価が下がってきます。このことについてはもうよく御存じだろうと思うし、部長も御存じだろうと思います。荒茶の平均単価が平成28年が3,248円、今年度は2,888円、玉露が平成28年が5,014円、今年度が4,529円。今後、やはりリーフとしてお茶が飲まれないような状態の中で、どのようにお茶の需要を上げていくか、単価を上げていくかが一番問題になります。そのために八女市は恐らく六次化産業の中で、まち・ひと・しごとづくりの中でも八女茶を高揚するために外国に行って八女茶をPRしたり、あるいはどこどこに行ってお茶のPRするという一生懸命やってこられた。しかしながら、やはりお茶の単価は下がる一方だと思っております。これをやはり作物を切りかえるとか、いろんな切りかえの中でやっていくというのも一つの手だろうと思うんですが、これはきちっと今やっておかないと、本当に中山間地、あるいは平たん地も含めて農家は減ってきます。これはどんどん減ってくるように思っているんですが、部長にお伺いしたいんですが、今後どういった方向性が一番いいのか。これだけ下がっていくなら、もう本当にことしはお茶をやめようという人がいっぱい出てきていますよ。この現状をどう見ているか、お答えをお願いします。

○建設経済部長（松延久良君）

お答え申し上げます。

私も40年ほど農政のほうにお世話になっておりますけれども、議員おっしゃるとおり、この中で最低の価格じゃなかろうかということで、本当に危機感を感じておるところでございます。これまでさまざまなお茶に対する施策を進めてきておりますけれども、なかなか単価の低迷に歯どめがかからないという現状は、ここ数年前から認識しております。特に平成11年度、最高の価格を出したときには、一番茶がほとんどが荒茶1キロ4千円以上するという驚異的な値段がつけられまして、その後ずっと下がってきておると、今、認識をしておるところでございます。特にことしは二番茶で出される価格が一番茶で随分出たということで、これをよく考えてみますと、鹿児島あるいは静岡という大産地、両県で半分以上生産しておりますけれども、それらの暴落に端を発したということで、非常に潜在的な在庫量の問題、あるいは流通の問題、さまざまな要因が相まって、このお茶の、荒茶の価格の低迷になっておるんじゃないかということでございます。

今後どうしていくかにつきましては、お茶の場合には荒茶工場は必ず必要でございまして、荒茶工場を経由しないとなかなかお茶になっていきませんので、この市内にあります製茶工場をどう維持していくかという点で、特に荒茶工場がなくなりますと衰退していきますので、この荒茶工場の経営をどうやっていくかという点では、例えば、再編を進めたりとか、あるいはほかの甜茶だとかに変えるということも進めてきましたけれども、これでもなかなか追いつかないという現状がございまして。今後はそういう荒茶工場の維持をしていくために、ほかの作物を組み合わせる、あるいはさらなる省力化、また、高品質化等々を組み合わせながら進めていくことが大事だろうと思っておるところでございます。

品質の面については、もう玉露がずっと日本一を確保してきておりますので、この八女茶のシンボルマークとして全世界、あるいは日本国内にPRをしていながら、さらに健康面を重視したりとかということでPRをやっていく。さらに、そういう実質的な農家経営をどう支えていくかについては、いろんな団体とあわせて支援していく必要があるんじゃないかと思っておるところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○15番（栗原吉平君）

わかりました。

実は去年は4月8日に霜がおりましたけれども、ことしも実は5月8日に霜がおりているわけですね。これはもう平たん地はもう全部収穫が終わってから霜がおりましたから関係ないんですけれども、中山間は今だというときに霜がおりて、相当数やられております。そこで、一番大事なときにちゃんと防霜施設をしておけば助かっているんです。助かっていない

農家というのは大部分がやられております。この人たちは零細企業でありながら、こつこつやってきたけれども、やはりお茶でも少しでも上げたいんだと一生懸命やっておられる。そういう農家がやられたんですね。これは矢部だけじゃなくて、大淵の山間部であったり星野の山間部であったりとかもやられております。こういったところが必ずお茶は放棄すると言われております。人件費は上がります、肥料、農薬も上がります、燃料も上がります、電気も上がります、農業資材も値上がりします。市場の荒茶の単価だけは下がります、所得も下がります、可処分所得も下がります。こういった状況の中で、今部長が言われたように、例えば、複合経営としてお茶と何かを組み合わせる、そういった情報が一切ないんですね。お茶農家というのは、植えたら20年、30年はやっぱりその畑を占有しますから、お茶の間に何を植えるということはできないわけです。野菜やったら、軟弱野菜だったら、ことしはだめだったからトマトか何かに切りかえることはできますけれども、お茶はなかなかね、だから放棄される。だから、それをどう変えていくか、そういったノウハウ、そういった情報というのをさっさと入れていかないと、情報社会において、やはりそこはきちっとやっていただきたい。これをやっておかないと、とんでもないことが起きるような気がしますので、十分考えながら指導していかれるんじゃないかと思っております。

私の一般質問はこれくらいにして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

15番栗原吉平議員の質問を終わります。

午後1時25分まで休憩いたします。

午後0時22分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き再開いたします。

8番高橋信広議員の質問を許します。

○8番（高橋信広君）

こんにちは、8番高橋信広でございます。傍聴席の皆様には、大変お忙しい中においていただきましてありがとうございます。

まずは、さきの統一地方選挙におきまして多くの市民の皆様の御支援、御指示をいただきまして、再度議会に送っていただきましたこと、心より御礼申し上げます。市民の皆様の期待にお応えできますよう、さらなる研さんを重ね、全力で取り組む所存でございます。今後とも、どうか御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、さきの通告に従いまして一般質問をいたします。

本日は健康寿命の延伸について、防災・減災対策について、ふるさと納税についての3点

でございます。

最初に、健康寿命の延伸について伺います。

1つ目として、ことし3月20日の第25回未来投資会議において、安倍総理は、人生100年時代を迎えて、病気予防や介護予防の役割は増加しており、健康寿命の延伸、個人のQOLの向上、高齢者の活躍促進など、多面的な意義があります。このためには、個人の努力に加えて、地方自治体や健康保険組合といった保険者の予防への取り組みが重要です。

具体的には、まず病気の予防については、国民健康保険における保険者努力制度の抜本的強化と、配分のめり張りの強化です。この際、民間サービスの活用も大切です。これにより健診等の受診率向上や生活習慣病の重症化予防を図りますと、全文ではありませんが、このように述べられております。

そのくだりには、厚生労働大臣に向けて病気・介護予防について具体的に要請、指示がなされており、今後は自治体に対して予防医療の推奨、推進を強化されていくと考えられます。本市としても、この際、予防に関するプロジェクトを立ち上げ、具体策を打ち出し、実行していくことが必要不可欠になってきたと考えております。

そこで、国の方向性を踏まえて、疾病予防、重症化予防に対する考えと今後の取り組みについてお聞きいたします。

2つ目は、1年前にお聞きしましたが、胃がん検診における胃内視鏡検査導入の進捗状況についてお聞きいたします。

3つ目は、市民のラジオ体操について伺います。

運動は健康増進につながると言われておりますが、中でもラジオ体操は誰でも参加でき、健康効果をもたらす全身運動であり、自治体によっては各地で実施されていると思われまふ。本市におきましても、地域によっては既に定期的に実施されていますが、さらにラジオ体操の輪が広げられるよう、支援策についてお聞きいたします。

次に、防災・減災対策について伺います。

ことしは梅雨前の5月に九州南部で大雨による被害が発生し、大規模ではないものの、人的被害及び浸水被害をもたらしました。さらには先週5月26日に、北海道佐呂間町で39.5度と歴史的な高温になるなど、ことしも驚きの異常気象が発生しております。改めて防災力向上の必要性を感じるころです。

そこで、防災・減災対策について、本市のさらなる防災力向上という観点で、消防団の加入促進対策、防災士育成対策、避難所対策という3つの事項に関してお聞きいたします。

最後に、ふるさと納税について伺います。

ことし4月1日付の総務省告示において、昨年さらさらさらに踏み込んだ内容が示され、規制も盛り込まれていますが、いよいよ6月1日から実施されております。本市のスタンスとし

ては、ここまで総務省の意向を遵守し、その枠内で臨んでいただいておりますが、この告示を踏まえて今後どのように考えて、どのように取り組んでいかれるのかということに注力しているところです。

そこで、昨年までの実績及び総務省告示の概要と今後の具体的な取り組みについてお聞きいたします。

以上3点について、執行部におかれましては明確な回答をいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。これより質問席にて順次お聞きいたします。

○市長（三田村統之君）

8番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、健康寿命の延伸についてでございます。

国が未来投資会議で示している方向性を踏まえ、疾病予防、重症化予防に対する考えと今後の取り組みはというお尋ねでございます。

国は未来投資会議において、健康寿命の延伸と社会保障費の安定に向け、人生100年時代の基盤は健康であるとし、全ての世代の方を対象に、予防・健康づくりを推進していく方向性を示しております。

健康寿命のさらなる延伸につきましては、健康に関心のない方々も含めた予防・健康づくりの推進や健康づくりに取り組みやすい環境づくりなどインセンティブを活用し、健やかな生活習慣形成、疾病予防、重症化予防が求められています。

本市におきましては、特定健診、特定保健指導実施率の向上を初め、糖尿病などの重症化予防の取り組みを行っており、平成30年度からは健康ポイント事業、歯周病検診を実施しております。

今後もメタボリックシンドローム予備群の減少や脂質異常症、高血圧、糖尿病など、疾病予防を目的とした特定健診、保健指導を実施するとともに、虚血性心疾患、脳血管疾患死亡率の減少、糖尿病性腎症による新規透析患者数の減少を目標とした重症化予防のための保健指導により、健康寿命の延伸を目指したいと考えております。

次に、胃内視鏡検査の導入に関する進捗状況はというお尋ねでございます。

行政が行う対策型検診の胃内視鏡検査につきましては、集団健診では実施は難しく、個別医療機関での実施となるため、八女筑後医師会、筑後市、広川町、八女市で胃内視鏡検診準備委員会を立ち上げ、国のマニュアルに基づき、実施体制について課題整理を行っているところでございます。

今後も胃内視鏡検査の実施に向けて、先行自治体の取り組みを研究しながら、関係機関と調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、ラジオ体操を広げるための支援事業を検討し、早期に具体化してはどうかという御

質問でございます。

生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むためには、体を動かすことの充実感や壮快感、スポーツのおもしろさ、楽しさを知り、運動習慣を身につけ、趣味や日課としていただくことが重要であると認識をしております。ラジオ体操を広げるための支援事業については、近隣自治体の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、防災・減災対策についてでございます。

まず、消防団員の加入促進は喫緊の課題と思うが、具体的な加入促進策の現状と新たな対策はあるのかという御質問でございます。

消防団員数は全国的に見ても本市においても減少傾向にあり、その加入促進は大変重要であると捉えております。本市といたしましては、消防団の操法大会などイベント時に、一般来訪者に対して加入促進のチラシを配布するなどのPR活動や市の広報紙及びホームページに消防団員募集について掲載することにより、加入促進を図っております。また、消防団員におかれましても、行政区や各世帯に加入のお願いを行っております。

今後も引き続き、消防団員の必要性及び活動内容を広く発信し、消防団への理解を広げていくとともに、魅力ある消防団活動となるよう、団員の加入促進につなげていきたいと考えております。

次に、防災士育成事業はどのように取り組んでいくのかという御質問でございます。

防災士の育成事業につきましては、昨年度に引き続き、本年も1月25日、26日の2日間防災士育成研修講座を開催し、50人の防災士の育成を予定しています。

また、本年度は新たな取り組みとして、昨年度の八女市防災士育成事業により資格を取得した防災士及び市内で防災士の資格を持つ方との活動の連携を図るとともに、研修などの場を計画し、防災士のフォローアップを行っていくための組織づくりに取り組んでまいります。

次に、避難所における空調設備及びトイレの洋式化についての考え方と今後の取り組みはというお尋ねでございます。

大規模な災害発生に伴う、避難所生活の長期化に対する生活環境の維持は重要であると捉えております。夏場における空調設備、足腰の弱い高齢者や車いすの方が避難される際には、洋式トイレも必要であると考えています。

避難所に指定している施設のうち、空調設備や洋式トイレを設置していない施設については、災害時の応援協定を活用した移動式クーラーや仮設トイレのレンタル、または備蓄している非常用の簡易洋式トイレの活用を行い、対応していきたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてでございます。

平成30年度実績に対する評価と課題はという御質問でございます。

平成30年度のふるさと支援寄附金の総額は147,000千円で、前年度より約70,000千円の減

となっております。昨年度は、総務省において過度な返礼品規制に向けた法改正を表明されるなど、ふるさと納税制度をめぐる新たな対応策などが、寄附金額減の要因の一つになったものであると考えております。

平成31年4月1日付総務省告示の概要及び今年度の具体的な取り組みはというお尋ねでございます。

平成31年4月1日付総務省告示の趣旨は、ふるさと納税制度の適切な運用に資するため、ふるさと納税制度の対象となる地方団体の指定に係る基準などを定めたものであります。本市は、令和元年5月14日、総務省より、令和元年6月1日以降もふるさと納税の対象となる団体として指定を受けたところであります。

今後も引き続き、新たなふるさと納税制度の趣旨に沿った運用を行うとともに、お礼の品の充実を図りながら、八女ファンをふやし、本市の財源確保に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○8番（高橋信広君）

ありがとうございました。丁寧な答弁をいただきました。

まず、健康寿命延伸についてですが、冒頭に言いましたように、安倍総理のほうがあのような指示を出されて、厚労省のほうも既に健康寿命延伸プランというのをこれから策定していくということで、指標としては2040年までには3年以上の健康寿命を延伸すると。具体的には75歳以上ということをやっておられます。

そこで、健康寿命と私は何回も言っているんですが、これは日本全体ではわかる。それから、福岡県までは資料は出ておりますが、八女市としてどうなのかというのは具体的に算出できるものなのか、把握できるものなのか、まずここからお聞きいたします。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

八女市の健康寿命、平均寿命についての御質問でございますが、八女市として出しているデータがまだございませんので、福岡県のデータでお答えをさせていただいてもよろしいでしょうか。

平成30年8月10日のふくおか健康づくり県民会議の資料によりますと、福岡県の平成28年の男性の平均寿命は80.72歳、健康寿命は71.49歳。女性の場合は、平均寿命が87.32歳、健康寿命は74.66歳。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

将来的には、自治体に対しても健康寿命ということがこれからますます言われると思うんですが、例えば、福岡県全体で同じ指標と計算方法で取り組んでいくということは必要と思

うんですよね。本来でしたら、国全体というところについては、これから議論になるのかもしれませんが、こういう動きというのは少しありますか。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

議員御質問の未来投資会議に対します県や国からの通知というものは、今のところはありません。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

近いうちに今度の未来投資会議で出されると思いますし、健康寿命延伸プラン等、こういうことが出てくればそういう指標もしっかり出て、各自治体での現状、それから、これからの目標というのも当然出てくると思いますので、そういうことはぜひしっかり把握していただいて、今後取り組んでいただければと思います。

それから、国のほうで健康寿命延伸プランをこの夏までに策定するということについての情報は今のところ全くございませんか。——じゃ、それは結構です。

いずれにしても、八女市もスポーツ・健康づくり都市宣言を打ち出されて、国の方向性と合致する分でございますので、ぜひこの機に八女市としてもプロジェクトを立ち上げて、健康寿命を延伸するための、特に予防という視点で議論を重ねていただき、その議論の結果受診率をどうやって上げるのか、がん検診の受診率を上げるのかということも含め、それをやるためには行政だけでは多分難しいと思っています。やっぱり地域の方々の協力、それから、そういう中に突出したというか、担当されるような方を設定するといういろんな方法がございますので、ぜひそういうプロジェクトを組んで、これから1年の間に八女市としてどのような取り組みができるのか、それを実行していただきたいということを委員会でも随分言ったつもりです。問題は健康推進課だけの問題ではない、市民課の問題でもある。さらには、部が分かれているということもございますので、そういう意味で、健康福祉部長と市民部長のお考えをぜひお聞かせいただければと思います。

○健康福祉部長（白坂正彦君）

高橋議員の御質問にお答えいたします。

健康寿命の延伸について、健康福祉部で今後どのようなことで取り組んでいくかという御質問かと思えます。

先ほど言われましたように、市におきましては平成28年5月15日に、市民一人一人が健康に対して意識を高め、積極的にスポーツに親しみ健康寿命の延伸を目指すために、スポーツ・健康づくり都市宣言を行っております。また、平成30年度では、市民部との共同によりまして健康ポイント事業を初め、昨年7月13日にはミズノ株式会社と包括的連携協定を締

結するなど、スポーツと健康づくりの推進、さらには健康フェスタの開催などの取り組みを行っているところでございます。

また、福祉関係ではございますけど、福祉支援制度の充実とあわせまして、健康寿命の延伸及び介護予防などの目的を持ちながら、地域づくりの協議会であったり、あるいは行政区でのスポーツ大会、サロン事業などなどの取り組みをされておりますので、これらがさらに広がっていくよう取り組みを進めていきたいということで考えています。

あわせまして、そのような取り組みをすることによりまして、各種検診の受診率向上や予防接種事業、食育の推進事業等にも取り組みながら、各関係機関と連携をとりながら、疾病予防、重症化予防に努め、ひいては医療費の削減につながるよう取り組んでいきたいということで考えます。

以上でございます。

○市民部長（松尾一秋君）

お答えいたします。

国民健康保険には、保険者努力支援制度に基づく交付金がございます。当然、健康保険だけではできないことばかりでございますので、部を越えて連携していく、これは当然だと思っておりますので、しっかりと連携してやっていきたいと考えております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

このお二人の部がしっかりした連携を組んでいかないとなかなか前に進まないというのは常々思っておりますので、ぜひともリーダーシップをどちらかとっていただいて、前へ進めていただきたいと思います。

それと、福岡県の健康寿命、それから平均寿命をおっしゃいましたけど、福岡県の場合が、やっぱり若干おくらしているという言い方はよくないですかね。健康寿命で言えば、県で言えば男性は40位、それから女性の場合は30位。片一方、平均寿命になりますと、健康寿命40位に対して男性のほうは25位ということで、平均寿命は長いんですけど健康寿命は短いと。女性も一緒です。健康寿命30位に対して平均寿命は21位ということは、それだけ全国平均より格差が非常にあるなと思っております。

福岡県を僕も4年前ずっと見ていますと、若干おくれぎみであったんですけど、ここに来て健康に対しての施策をいろいろ打っていただいております。具体的なことはまだまだ私は把握しておりませんが、今、松崎副市長がいらっしゃいますので、県と国と、それから市とのかかわりも含めて、これからどのように取り組んでいったら八女市として先に進めていけるのか、そういうことのアイディアがあったら、ぜひお聞かせいただければと思います。

○副市長（松崎賢明君）

お答え申し上げます。

3月まで県におりまして、行政に携わらせていただいておりますけれども、福祉部門はなかなか回っていなかった部分がありますけれども、今、小川知事が進めてあります70歳現役世代づくり、これがベースになって高齢者対策を県のほうもしっかりやっているところでございます。

市といたしましても、県、国、それぞれの役割を明確にしながら、やれるところを補完しながら、健康寿命づくりを推進していくことが必要だと考えております。

○8番（高橋信広君）

国の指導、それから県も含めて、一緒に八女市の健康寿命が伸びる施策というのをぜひとも前に進めていただくようお願い申し上げます、これについては終わります。

次に、胃内視鏡についての導入ですけど、昨年も聞きましたけど、平成28年4月から国のほうで認められ、対策、予防としてやっていただいておりますが、なかなかやっぱり厳しいということについては昨年もお聞きしました。筑後市、広川町、八女市と協議いただいておりますが、めどということについては余り、難しそうとか、まだ全く進まないということと理解したらよろしいでしょうか。

この胃内視鏡については非常にリスクが伴う、危険だということが一つ。それから、少なくとも集団検診ではできない。今、このエリアでは22の医療機関が対象としてやれるということは聞いておりますが、こういう選択肢のことを言うてはだめなのかもしれませんけど、胃の内視鏡だけに患者側から行きますと、そこに本当に行かれるのかなという不安もあって、要は広がるかどうかという論議もこの辺はされていて、とにかく前向きにやっていこうという、もう少し具体的な進捗状況を教えていただけますか。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

胃内視鏡検査は、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正によりまして、市町村が実施する胃がん検診について、胃のX線検査に加えて、新たに胃内視鏡検査が実施できるようになりました。胃内視鏡検査の場合は50歳以上で2年に1回、胃のX線検査につきましては40歳以上で1年間に1回とされております。

胃内視鏡検査は集団検診での実施は難しく、個別医療機関での実施となります。受診者にとっては負担の多い検査であり、無症状者を対象とする検診は安全管理がより重要であることから、偶発症を可能な限り避けるため、診療以上に慎重な対応に万全を期すこと、また、安全性の確保には、ほかの検診よりさらに留意すべきであるとされております。

胃内視鏡検査は、検査を行う医師の技術が必要であること、医療機関の設備の問題、また、検診の際の裂創や出血のリスクを伴うといった問題や胃内視鏡検査の運営委員会、読影委員

会の設置についても、現在、八女筑後医師会、筑後市、広川町、八女市で慎重に協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

今聞いている限りでは、全くとは言いませんけど前に余り進んでいないようですので、どこかの時点では早く結論を出していただいて、極端なことを言えば、やめることも含めて結論を出していただきたいとお願いして終わります。

それから、3つ目のラジオ体操の件ですが、今、ラジオ体操というのは全身運動として非常に注目もされております。八女市の中でも、幾つかのところで朝から、毎日じゃなくてもやっておられるところがあるように聞いておりますので、まず、この辺の実態がわかれば教えてください。

○スポーツ振興課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

現在、市内でラジオ体操を行っておる実態はということでございますが、現在、校区や行政区、任意団体などでラジオ体操に取り組んであるところもかなりあると聞いておりますが、具体的な取り組み件数等については把握できていない状況でございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

もし本気で支援策も含めて広げていこうと、私はやっぱりスポーツ・健康づくり都市宣言の中で、今度のチャレンジデーもそうですけど、チャレンジデーは一過性のもの、それよりは毎日コンスタントにやる、あるいは定期的にやるラジオ体操のほうが、皆さんの健康増進にはつながっていくと思っておりますので、これが広がる要素があればぜひ支援をしていただきたいなという思いで今回質問をさせていただいています。

それと同時に、近くでは筑後市が2年ちょっと前からたしかやられていまして、各団体、申請して最低週1回やれば、ラジカセ、あるいはCD、のぼりとか、そういうものを協賛されながらみんなを巻き込んで広がっているということで、筑後市は五十数団体と思います。それから、久留米市においても同じようなやり方が、さらにインストラクターまで養成して、そこで養成することで、独立して自分たちでやれるような仕組みをつくられているということで、約120近くの団体があったと思います。

ラジオ体操について皆さん余り異論はないと思っておりますので、ぜひ支援をしっかりと御検討いただいて、広がるような施策を打っていただければと思いますので、そこについて、今の段階でどういう見解か、教えてください。

○スポーツ振興課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

今後のラジオ体操の輪を広げるための八女市としての考え方はということだと思いますが、健康寿命の延伸のためには、ラジオ体操などの運動やスポーツを習慣化することは大変重要であると認識をしております。今後、近隣自治体の取り組み状況等について、引き続き調査してまいりたいと考えております。

また現在、八女市が各世帯へ配付しております防災ラジオにおきましても、平日、毎朝2回、ラジオ体操を放送されておりますので、こちらも御活用いただきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

まずは調査も含めてやっていただいて、より効果があると思われたことについては、ぜひ具体的な策を打っていただくということを要請して終わります。

次に、防災・減災対策についてでございますが、消防団の加入促進についての状況と、今現状やっていたりしていることについては、先ほど市長答弁がございましたので、これについては割愛させていただきますが、今、自治体によっては、加入促進策として幾つか消防庁のほうから出されている、例えば、機能別の職員とかそういう人たち、団体をふやす。あるいは、事業所に対しての協力依頼、協力しているところについてタイアップする。

それからもう一つは、消防団、あるいは消防団の家族に対して特典を与えていく。例えば、お店に行けば消防団の方については見せれば1割引とか、あるいは何かプレゼントをしてあげるとか、プラスするとか、そういうことを、これも久留米市が平成29年8月からやってこられまして、結構広がっているように見受ける。実態は知りませんよ。ただ、そこについては調査されているかもしれませんが、そういうことを参考にされながら、これも検討いただければということで提言しているんですが、いかがでしょうか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃっていただいた消防団応援の店という形での事業かとも思います。そのような制度で消防団員の方々がサービスを受けられるということであれば、また消防団の魅力といいますか、そういう形でもつながっていくと思います。

今後は、八女市でも制度の研究をまずさせていただきたいと思えます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

今のお話は、私も新聞では2年前に見たことはあっておもしろいなとは思っていましたが、片一方で、周りの消防団の方からそういう意見は今まで余り聞かなかったんですけど、この

冬に数人の消防団の方から、そういうことをしてもらおうと非常に助かるという意見もあったので、前向きに御検討をいただきたいということで、今回、一般質問をしていますので、ぜひよろしくをお願いします。

それから次に、防災士についてですけど、ことしは約50名が防災士養成の講習を2日間受けられて、4月に約50名の防災士が誕生されたと聞いておりますが、この方々の、例えば消防団の方はどの程度、あるいは自主防災組織の方々、一般の方とか、そういう内訳がわかれば教えてください。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

防災士についてですが、議員が今おっしゃられたように、ことしの1月に講座を実施しております。平成30年度事業ということでことしの1月から始めたものでございます。

この1月の講座で防災士となられた方が48名おられます。内訳といたしましては、各行政区や自主防災組織に所属しておられるというか、推薦いただいた方が20名、消防団員の方々が28名ということになっております。合計48名の方です。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ということは、ほとんど実質、直接かかわられる方を想定してというか、今回は一般の人は入っておられないということですね。

それから、今後の計画として、前の課長はできるだけ防災士は多いほうがいいということはおっしゃっていただきましたけど、この計画は一つの目安としては大体いつまで続けられますか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

防災士の育成の事業ということで、補助事業の規定によると、一期間3年というのがあるかと思えます。

50名ずつ毎年養成というか、なっただくとしても150名。それと、既になっておられる方がもちろんおられますし、将来的には自主防災組織、行政区になりますけれども、行政区としては百八十数カ所だと思います。それで、自主防災組織としては219組織あったかと思えますけれども、そちらのほうに1名ずつとか、そういった形での配置ができれば、将来にわたっての計画的な配置となるかとも思っております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

防災士の育成、養成というのは、これからが一番大変だと思うんですね。今回、育成、養成された方々については、現場を知っている人が結構いらっしゃるの、こういう人たちを

中心に、次の方々については指導できるという意味では、私はいい選択だったなと思っています。

それと将来、これからはやっぱり、自主防災組織が200前後あると聞いておりますので、有事のとき、災害のときに、本当にそこが機能するようになるには、やっぱりこういう方々の啓蒙活動であったり、実際の現場に行かれるということが、本当に機能できる自主防災組織をどれだけつくるかというのが大きな課題とっておりますので、できるだけ今後は自主防災組織の中のリーダー的な方々に指名をお願いをしていくということのほうが、効率は上がっていくのかなと思っておりますが、それについてはいかがでしょうか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

防災士の方々の活躍の場としては、やはり自主防災組織が一番だと思っております。防災士の知識と経験を生かしていただいて、自主防災組織のリーダーという形が一番の活躍の場であると思っております。

また、これと同時に、消防団員も兼ねてある防災士の方もおられますので、そういった消防サイドからの見地といいますか、アドバイスといいますか、今後はそういったやつもお願いしたいと思っております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

あと、今の消防団の方々と——目先は何もまだ消防士のほうはできませんが、いずれは消防士のグループ、組織も考えておられますので、その組織と、それから消防団との一つの役割、完全な線引きはできないとしても、やっぱりある程度の役割というところは明確にしておいたほうが良いような気がするんですけど、それについてはいかがでしょうか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

今おっしゃられたように、消防団は消防団のやり方というか、そういう形はもちろんあるかと思えます。有事になった際、第一線の現場で活躍していただく、活動していただくというのがありますし、防災士の方につきましては、あくまで予防という見地のほうが強い意味があると思えます。

ですので、防災士の方が自主防災組織の一員であられるというのが、最高の形かなとは思っております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

この件で最後にもう一つ、今のメンバーというのはそれなりの知識もあられる方のほうが

多いような気はしますが、それにしてもやっぱりフォローアップ研修等はこれから必要になっていきますよね。その辺は、年間を通してどういうことをやっていくというような、ざっとしたというか、今現在での計画等あれば教えてください。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

防災士の活動そのものは、地域や行政との連携プラス、防災士間の協力、連携といえますか、意見交換等も含めたところで、こういった形が一番必要であると思っております。

議員がおっしゃったように、市の防災士養成講座での資格取得者と、既に防災士の資格を持っていらっしゃる方の連携の場という組織づくりを考えておるところでございます。

まず、平成30年度で養成しました防災士が48名おられます。ことしの10月ごろに募集をかけますけれども、ことしの年明けて来年、同じく50名程度養成したいと思っております。こういった方々と、プラス既に資格を持っていらっしゃる方ということでございますので、まず声かけをさせていただいて、組織というか、その形をつくらせていただきたいと思います。その中で、また研修や新たな取り組み等ができていけばと思っております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ちなみにというか、たまたまこれはいろいろ調べたら出てきた中に、石川県の輪島市、ここは人口が2万7,500人ぐらいしかおられませんけど、ここには防災士が何と591人いらっしゃいます。かなりやっぱり自主防災組織のリーダー養成という観点でやられていますので、こういうところにもいろいろと電話なりでも、どういうやり方をしているかということも先行してやっておられると思っておりますので、聞かれたらいいのかなと思います。

それではもう一つ、避難所についてのことにかかります。

避難所において空調設備、あるいはトイレの洋式化というのは、これからやっぱり非常に大事に、特に長期になる避難所として使う場合は、空調問題の——先ほどから言いました異常気象の問題、それから、特に高齢者にとってトイレというのは洋式化が当たり前になっているということと、それから片一方では、やっぱり学校教育としての、体育館の場合はですね、そこの絡みもあるような気がしますが、前に、トイレについては全体の6割ぐらいが洋式化できていますと。では、空調設備について今現状、避難所については少なくとも何%ぐらいか、わかれば教えてください。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

まず、空調につきましてですが、八女市の指定避難所23カ所についての空調としては20カ所設置しております。また、福祉避難所6カ所については全て、その他の避難所93カ所につ

きましては、空調施設がない箇所もあると認識しております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

確認ですけど、指定避難所は23ある。そのうち23が空調設備がある。

○防災安全課長（古家 浩君）

20カ所ですね。

○8番（高橋信広君）

ごめんなさい、20はあるんですか。福祉避難所は全部あると。

じゃ、逆に3カ所というのはどこですか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

3カ所につきましては、岡山小学校屋内運動場、それと黒木にあります旧笠原小学校の屋内運動場、それと、これも旧木屋小学校の屋内運動場、この3カ所でございます。

○8番（高橋信広君）

私の認識不足だったのか、屋内運動場が結構入っていますよね。それは、空調設備がほとんどあるんですか。例えば、福島小学校はありますか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

体育館全体のアリーナということではなく、屋内運動場に付随しておりますミーティングルームなどそちらのほうにありますので、まず当初の、初めのうちの収容者が少ないときにはミーティングルーム等から使っていただいたり、校舎のほうには全て設置されておりますので、もしかしたらそちらのほうも使えるときには使っていただいております。

○8番（高橋信広君）

今のお話と若干違うと思うんですが、長期にわたるとどうしても体育館が必要になってきますので、大きくはやっぱり主の部分、体育館のことを私はお聞きしたので、そういう意味ではそこはほとんどできていないはずなんです。

それで、この体育館、特に学校関係の体育館についてはこういう避難所になること、それから、片一方では今の気候変動で40度近く、40度以上に多分なると思うんですけど、生徒さんの安全性ということも含めて、教育長としてはどういう見解でございますか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

避難所の関係では、先ほど防災安全課のほうからもありましたように、臨時に契約してい

るところから来ると。ただ、日ごろの体育館での教育活動についてということでしょうけれども、現在は今のところ考えておりません。

一つは、熱中症対策としては、昨年度、各学校の判断にはなるんですけども、熱中症指数計を配りました。それを見ながら各学校で判断をしてもらいたいと。ですので、それでもしだめなときは運動をやめる、そういう方向ですね。

ちなみに、この近隣では多分、久留米市に1校だけ小学校か何かで入っているんだらうと思います。それも防災の関係で入っているということで、平常時は使っていないということです。

以上、お答えします。

○8番（高橋信広君）

わかりました。もう一つ、多分これはやろうとすると財源の問題が簡単にはいかないということがあると思います。今、国もかなり体育館等についても前へ進めていこうという意向はおっしゃっています。

そういう中で、平成29年に緊急防災・減災事業債というのを出され、これは消防庁だったと思います。高校を、僕もざっとしかまだ見ていないので、本当かどうかは私も判断がつきませんが、指定避難所であれば、やっぱりそういう生活環境を守るための予算として使えると。ですから、空調設備、あるいはトイレの洋式化であったり、Wi-Fiであったり、そういう通信関係に使えると文章で見たんですけど、これについて調べられたなら教えてください。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

今の事業についてのお話ですが、緊急防災・減災事業債というやつだと思います。大規模災害時の防災・減災のために必要な施設の整備、避難所における避難者の生活環境の改善のための施設等を整備するやつということで、今おっしゃられたように、空調とか、通信設備とか、バリアフリーに関する施設、こういったやつなんかとも思います。

しかしながら、あくまで避難所というものを緊急的な事態の避難所だと現在のところ思っております。

この事業債についても私どもも存じておりますが、ただ、現在のところ空調関係とか、洋式トイレに関しての具体的な整備の計画というものはございません。今現在、防災関係といたしまして、消防ポンプ車とか、防火水槽を計画的に進めさせていただいておりますので、現況的なものは以上でございます。

○8番（高橋信広君）

今の確認ですけど、この事業債については、実際に使ってはいるけど、こういうトイレで

あったり、空調についてはある程度限度があるんですかね。そういうことも含めて考えていないということでございますか。それとも、この次には使おうと思えば使えるんですかね。まずそこはどうですか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

事業債でございますので、使おうと思えば使えるかとも思います。ただ、今我々サイドとしては、先ほど申しましたように緊急的な車両関係の整備がおこなわれている部分もございますので、そちらのほうに優先的に使わせていただいております。

あと、施設に関しましては、またその施設等の事情等も考慮しながら、今後はまた勉強させていただきたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

いずれにしても、この事業債については非常に有利だと、70%が国から来ますから。そういう意味では大変有利な事業債でございますが、これは平成32年までしか使えませんから、それを過ぎると使えないということも含めて、ぜひ前向きに検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは最後に、ふるさと納税のほうに行きます。

平成30年度の実績につきましては資料を出していただいておりますが、減少した要因は少しコメントがございましたが、片一方では、1件当たりの単価が1千円近く上がっていますが、これはどういう要因かわかりますか。

○議長（角田恵一君）

午後2時40分まで休憩いたします。

午後2時25分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

配付をさせていただいております資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

寄附金の1件当たりの金額が、昨年と比べまして1千円程度高くなっているという御質問でございます。

この内容ですけれども、まず、平成29年度と平成30年度を比較しますと、見てとれますのが10月から12月、この3カ月の間が逆に高くなっているところです。そして、それ以外は低

くなっているところが読み取れるかと思います。

そういった見方からしますと、この10月、11月、12月に御用意させていただきました寄附額が高目に設定しておる商品、こういったものが最終的な寄附単価が上がった要因の一つになっているかと捉えているところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

あと一番最後のふるさと納税額に対して総経費というか、全てのお礼の品も含めて事務経費、広報とかそういうのを含めると、大体半分までという一つの目安があると聞いておりますけど、結果的には平成29年が55%、平成30年が54%ぐらいですが、この辺のことは何も総務省は言わないんですか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

今回の4月1日の告示におきましても、この経費につきましては5割、50%以内におさめるような内容でございました。

しかしながら、全体の寄附金額、2億円という数字を総務省は一つ持っておるようでございますけれども、この金額に満たなかった市町村につきましては、50%を超えた分についても認めていただいております。

ただし、超えた市町村におかれましても、これに対してどういう対策をとっていくかとか、そういったものをきちんと申請していくという内容でございました。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

今度の総務省の4月1日の告示ですけど、ちょっとわかりづらい表現が多かったんですが、ポイントだけで結構ですけど、今までとどこが大きく変わるのかを御説明いただけますか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

今回の告示につきましては、寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品または役務に類するもの、それと返礼品等の調達に要する費用の額の算定方法及び返礼品等の基準を定め、6月1日から適用するものとなっております。

その一番の趣旨としまして、これは変わった点と言えらると思っておりますけれども、ふるさと納税制度の対象となる地方団体の指定に係る基準を定めるものとなっております。

新制度は、返礼品を寄附額の3割以下の地場産品に限定するなどし、総務大臣が基準に合う自治体を指定するものとなっておりますので、この点が大きく変わった点かと思っております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

30%はわかりましたが、あと高額品の寄附の方、500千円であったり、1,000千円であったり、中には2,000千円と、そういう方々に対応する方法がほかの自治体を見てみると、中には2つ選んでください、3つ選んでくださいというところもちろんあるんですけど、それなりの1,000千円に対して300千円ぐらいの品物を用意したりとか、そういうところがまだ散見されます。こういうことはできるんですか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

私どもが県、国とお話をする中で確認させていただいておるところが、高額の商品、これは100千円という額を一つお聞きしたことがございます。

この100千円を超えるものにつきましては、基本的には厳しいと私どもとしては捉えているところがございます。したがって、八女市としては、それ以上の金額のものは御用意していない状況でございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

今回、総務省のかんりの規制が入っていますけど、ここに100%準じてやると、多分収入というか、寄贈される方々もそれに応じて減っていく傾向にあるのは間違いのないと思うんですね。

どこもが守ればいいんですけど、どう言うんですかね、多少のアローアンスの部分と、それから抜け道的なところも、例えば、商品が30%というのは調達する金額が30%、10千円に対して3千円であればいいわけですよ。ということは、極端に言えば10千円の品物を3千円で買えばいいわけですよ。そういうことを戦略的に考えることも僕は一つだと思うし、実際唐津市なんかは、あの量を考えるとそういうことをやっているとは僕は思います。それは総務省から指摘する分ではございませんし、何か目玉であるとか戦略商品を考えることも一つかなというのがあります。

それからもう一つは、今すぐはまだ総務省の告示が入っているので、皆さんいろいろと検討する時間帯が要るような気がして、この3カ月の間に次の対策を考えるというのが一般的な考えだと思いますので、できれば何とかぜひ、先進とは言いませんけれども、成功しているというか、しっかり集めていただいている、それも総務省の基準を余り外れないようなところをしっかりと研究、勉強する必要はあるのかなと思うんですが、そのあたりは実際今まで過去に行かれていますか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

昨年度、うちのスタッフ、担当職員が鹿児島県、宮崎県あたりを視察したと記憶しております。市の名前は、済みません、私のほうが今、失念しておりまして、具体的に忘れてしまっておりまして、ここでお示しすることができません。申しわけありません。

○8番（高橋信広君）

いずれにしろ、このふるさと納税については、自治体間の競争であり、片一方では競争でありながら、民間と違って正直にこういうことをやっているという情報発信ができる自治体でございますので、できればどこかベンチマーク的なところ、ここだったら八女市としてもやれるなというところ、同じような商材を持っているところとか、海がないところで結構成功しているとか、そういうところを研究されて、せっかく4年、5年たつてでこぼこの状態というのは何とか切り崩していただけないのかなと常に思っておりまして、今の資源ということを見ると、何かきっかけがあれば八女市も10億円というのは全然届かないような数字じゃないと思いますし、それもできるだけコンスタントにということ是非常に大切だと思いますし、中には平成28年度は50,000千円ぐらいしかいかなかったところがいきなり10億円いくということも実際あるから、一つのきっかけ、もう一つはホームページの作り方というのも大きいかと。それから、品物の見せ方、写真の撮り方とか、そういう民間の力もあればもう少し前に進めていけるんじゃないかと思っておりますので、ぜひぜひ今の殻を破っていただくようお願いしたいということと、せっかくの財源にもなりますから、これから市民のいろんな提案の部分にも使っていけるということがありますので、来年、再来年になったら八女市が話題性のある商品もできて、マスコミに取り上げられるのをいつも夢見ているんですが、ぼちぼちできたらいいなと思っております。

このふるさと納税についても、当然市長も早くからやっていただいていたので、今の現状を踏まえてこれからの期待度というところについて、市長はどういう御見解でございますか。ふるさと納税についての今後の取り組みと、八女市としてはもっとやれるということをおっしゃっていただくと一番いいです。

○市長（三田村統之君）

当然知恵を出して頑張らなきゃいかんだろうと。

ただ、やっぱり今おっしゃるように、これは絶対いけるぞという中心的な商品の開発、こういうことも当然並行して考えていかないと、現状の物品だけで納税額だけ上げようというのはなかなか無理があるかもしれませんから、そのあたりの基本的なことまで含めて検討しなければいかんだろうと思っておりますので、それは努力いたしたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

それでは、ふるさと納税については、私も毎回、平成27年に1回平戸に勉強に行って、い

つも気になっている事業でございますので、何とかこの数年の間に八女市が全国の上位に行くことを期待しまして、また、我々もできるだけ御提案もさせていただきますけど、頑張ってくださいようお願い申し上げます。一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

8番高橋信広議員の質問を終わります。

5番橋本正敏議員の質問を許します。

○5番（橋本正敏君）

こんにちは。5番橋本正敏です。傍聴席の皆様、少なくなりましたが、最後までおつき合いをよろしくお願いいたします。

再びこの壇上で質問できることをとても光栄に思っております。引き続き皆様の代弁者として努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は4人目の質問となり、皆様多少お疲れのところかと思えますけれども、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

1つ目は、ひきこもり対策事業についてであります。

これは本年の新規の事業として挙げられております。ちょっと前までは、ひきこもりといえば子どもや若者の間の問題として、俗に言う不登校というものがございました。これをきっかけに、学齢期を過ぎてもそのまま延長してひきこもりになっている方がおられるということがありましたが、それがもっとずっと引き続き、近年はその方が中高年になりまして、中高年のひきこもりとしても深刻な問題になってきております。

これに対する事業が今回のひきこもり対策事業であると思っておりますが、そもそもこのひきこもりという状態になったきっかけは、もちろん先ほど言いましたように学生時代の不登校というものがございますけれども、その次に就職を機に就職の失敗、それから、就職したけれども周囲の人との人間関係がうまくいかなかった、周りの人とのかかわりがちょっとできなかった、それから、本人の病気という多岐にわたってこの問題が引き起こされております。

そこで、さまざまな事例に対応するために、八女市では一体どの部署が先頭に立って対策を打っていくのか。それから、さまざまな事例がございますので、それに連携する部署は具体的にどのような連携をとっていくのか。それから、本年度に入りましてもう2カ月過ぎましたけれども、ひきこもりの八女市における人数の確認はどのようにできているのか。さらに、今後のひきこもりの方たちに対する対応の仕方はどのような展開をされていかれるのかをお尋ねします。

2つ目は、農地中間管理機構、農地バンクについてであります。

これは私が昨年12月定例会においても質問いたしましたし、先ほど栗原議員のほうからも

質問がございまして、重なる部分もございまして、本年5月17日に関連改正法案が可決、成立したことを受けまして、追跡質問としてお尋ねさせていただきます。

これまで2本柱であったJAなどが取り組んできた農地利用集積円滑化事業との兼ね合いは今後どうなっていくのか。それから、今後重要視される人・農地プランの作成は具体的にどのように行われていくのか。それから、農地、道路等の基盤整備でございまして、これらの負担割合はどうなっているのか、これらのことについて質問いたします。

あとは通告に従って質問席より質問させていただきます。

○市長（三田村統之君）

5番橋本正敏議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、ひきこもり対策事業についてでございます。

所管はどこで、他部署等との連携はどうかというお尋ねでございます。

本市では、福祉課所管でひきこもりサポート事業を実施しています。この事業は、本年度から国のひきこもり対策推進事業補助金を活用したもので、事業運営については八女市社会福祉協議会に委託し、ひきこもり支援に関する相談窓口の設置や支援機関の情報発信、早期発見や自立支援につなげるための関係機関とのネットワークづくりや支援拠点づくりを行っております。

また、他部署との連携については、介護長寿課、子育て支援課、学校教育課など必要に応じて連携協力を行っております。

次に、人数などは把握できているのかというお尋ねでございます。

本市において、ひきこもり状態にある方の実態調査は行ったことがなく、人数把握についてはできていません。

なお、内閣府が本年3月に公表した推計によりますと、全国で100万人とも言われており、特に中高年のひきこもりがふえていると指摘されています。

次に、今後の展開は、あるいはまた、目標の数値などはあるのかというお尋ねでございます。

現在、国の補助金を活用して社会福祉協議会が福祉生活支援室をほっと館やめの愛称で開設し、誰もが立ち寄ることができる居場所づくりを行っております。

相談員や精神対話士を配置し、就労体験、交流会なども実施しながら支援を行っております。ひきこもり状態の方の利用もあり、外に踏み出す第一歩として御活用いただきたい施設でございます。

本年度は市内東部の支援のために上陽町に新たに開設し、相談しやすい環境づくりに努めております。

次に、農地中間管理機構、農地バンクについての御質問でございます。

まず、農地利用集積円滑化事業との兼ね合いはというお尋ねでございます。

農地利用集積円滑化事業は、農地などの効率的な利用に向け、その集積を促進するため、JAなどの農地利用集積円滑化団体が農地などの所有者から委任を受けて、その者を代理し、農地などについて売り渡しや貸し付けを行う事業です。

今般、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案が参議院本会議で可決されており、今後、農地利用集積円滑化事業については中間管理事業に統合一体化されていくものと思われま。

次に、人・農地プランの作成はどのように行うのかという御質問でございます。

先ほどの農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案により、地域における農業者などによる協議の場の実質化を図ることとされております。

八女市におきましても、今後、プランの見直しを図っていく必要がございますが、現在、人・農地プランは旧八女市においては校区単位、上陽町については大字単位、他の旧町村については旧町村単位で作成しており、より実効性のある見直しのために協議の場の範囲や体制、プラン作成の手法などについて検討していくこととしております。

次に、農地、道路などの整備について、費用負担はどうなっているかという御質問でございます。

農地、道路などの整備につきましては、農水省所管の農地中間管理機構関連農地整備事業や県営中山間地域総合整備事業などを主な事業として現在推進しているところでございます。

農地中間管理機構関連農地整備事業は平成30年度に新設されました。この事業は、未整備農地の区画整理、農用地造成が対象で、対象区域の土地所有者全ての合意形成が図られること、農地中間管理機構への貸し付けを一定期間設定することなどが重要な採択要件となっております。この要件を満たせば、対象区域内の整備に要する経費の地元負担は原則必要ありませんが、区域外の道路や水路などの整備については他の事業で実施するため、地元負担が必要となります。

また、県営中山間地域総合整備事業は、農地の整備はもとより、道路や水路などの整備と一体的な整備を行う事業であり、地元負担が必要となります。

今後も地域の状況把握に努め、地元関係者の御意見を聞きながら、地域の実情に合わせて各事業との調整を図りながら、地元負担の軽減となるよう努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○5番（橋本正敏君）

それでは、まずひきこもりについてお聞きいたします。

内閣府の実態調査におきまして、15歳から39歳までのアンケート結果が出ております。

2010年には約70万人、2015年に同じように調査したときには54万人という結果です。数字

だけを見るとかなり減っているように思われますけれども、これは人口そのものが減ったということと、あとこのひきこもり状態が7年以上の人と聞いたときには、2010年には17%だったのが2015年には35%に増加していると。これはそのままこの数字が減ったというわけではなく、事態は本当に深刻になってきたという数字であります。

それから、ひきこもりについてきっかけという部分がありますけれども、このきっかけは何であったかという中に、小学校、中学校、高校からの不登校がきっかけとなって今までずっとひきこもりになっているというものが19%ほどございます。

こういうことから見ると、きっかけとなる部分につきまして、やはり学校における不登校にまず焦点を当ててお聞きしたいと思っております。

この調査ですけれども、先日、西日本新聞にも載っておりました。文科省の調査で2017年度の不登校の数を調べてございます。

小中学校の年間30日以上欠席の児童生徒を調べて、全国で14万4,000人、福岡県内で5,641人、このうち中学生のみは全国で約10万9,000人、県内におきましては4,335人、これに年間30日未満の欠席、それから、教室外での登校を不登校傾向と呼ぶそうですけれども、この人たちの数は中学生で約33万人いるという結果です。今まで言いました中学生の不登校と不登校傾向の方を足しますと、全国で約44万人いるということです。

では、ここで八女市内における不登校者の数、不登校傾向者の数、それから、今現在における対策について簡単にお答え願いたいと思います。

○学校教育課長（中島賢二君）

お答えいたします。

まず、中学校における昨年度の不登校生徒の数ですけれども、46名でございます。不登校の中で90日以上欠席している生徒につきましては31名、そして、10日以下の出席については6名ということになっております。

八女市での対策でございますが、月例報告等による各学校の状況把握と各学校における生徒指導への指導支援、そして、教育サポートセンターの活性化及びS S Wの派遣指導等、これを行ってきております。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

もちろん、さまざまな対策をされていることは承知しておりますけれども、一番大切なことというのは、やはり子どもたちの豊かな心、優しい心というのが一番大事なことだと、それは誰もがわかっていることであると思います。

ところが、いつも言われることが、授業時間の確保が難しいといつも言われます。例えば、豊かな芸術作品を皆さんで楽しんだらいかがですかとか、例えば、映画を一緒に見たらどう

ですかという提案をさせていただくと、いや、授業時間が足りないのとでもそういう時間は持てませんといつも否定されてしまうわけですがけれども、実際に学校で勉強するのは皆さん誰でもされていることであって、芸術作品とか、ちょっと心のゆとりがあるような時間を過ごすこと、たったその数時間を減らすことによって、学習時間が減ったからといって学力が急激に減るといことは私はないと思うんですよね。

それよりも、こういったひきこもりになるきっかけになっているもの、ちょっと今から言いますけれども、このきっかけになっていることが、実はいじめとか、学校での締めつけられた決まり事とか、画一的に進む授業が子どもたちに精神的に押しつけられている、萎縮させる、そういったところがひきこもりになったきっかけに挙げられております。

ですから、これを払拭するためにも、より豊かな健康な子どもたちをつくるためにどうか授業時間をただ確保するためという返事が来るんじゃないかと、もうちょっと違った返答をいただけたらと思っています。

私は、例えば映画とか、音楽鑑賞とか、そういった芸術作品にもうちょっと取り組む時間を費やしていただけたらと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（中島賢二君）

お答えいたします。

今、議員のおっしゃった豊かな心、優しい心の育成ですけれども、学校教育課といたしましても大変大切なことであると考えております。

先ほどおっしゃられた芸術鑑賞の時間、優しい心を育む時間等につきましては、これはもちろん芸術教科、音楽、美術、そして学級活動、道徳等で育むことができます。これらは標準授業時数の中に入っている教科等でございますので、この充実に努めてまいりたいと考えております。

そして、芸術鑑賞会等、あるいは映画鑑賞等の時間につきましては学校行事になるかと思えます。学校行事につきましては、標準時数外の時間ですので、学校としてもなかなか厳しい状況であるというのは間違いないんですけれども、子どもたちの心を育むという意味で、今後こういった活動も大切にしていってという形で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

ぜひお願いしたいと思います。

実際、子どもたちは閉鎖された学校の中で日々生活していくわけですがけれども、そのほかに地域の方たちがちょっとした授業時間に参加する。例えば、田植えとかを両親と一緒にするとか、PTAの方々とするとか、農作業をするとか、そういったものがあったり、例えば、運動会、体育祭と一緒に競技をするとか、そういう日ごろの学校生活ではない地域の人たち、

周りの人たちと一緒に行動することで、自分たちは周りから——監視ではありません、見守られているんだという実感、それから、地域とともに育っているんだという実感があると、なかなかこれが豊かな心につながっていくんじゃないかと私は思っております。

どうか一緒に過ごす時間、地域、周りの人たちが学校に来る時間をもっとふやすような工夫をされたらどうかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○学校教育課長（中島賢二君）

お答えいたします。

地域、保護者等と触れ合う時間をふやしてはどうかというお考えだと受け取りました。

現状でもつい先日、運動会等が各地でありましたけれども、その中で地域の皆さんとの競技、あるいはPTAの競技等も盛んに組まれておりました。

また、これから地域学校協働活動という取り組みがどんどん進んでまいります。本年度4地区でその取り組みが始まっておりますが、その地域学校協働活動の枠組みの中で、さらに地域の皆さんの協力のもとに学校の活動が運営されていくものと考えております。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

小学校、中学校、高校におきましては、閉鎖された学校ではなく、開かれた学校で伸び伸びとした生徒たち、子どもたちが育っていきますように、ぜひ今後とも御尽力を願いたいと思います。

それから、内閣府の実態調査ですけれども、先日、3月29日に発表がございました。先ほどは15歳から39歳でしたけれども、これは満40歳から60歳の中高年のひきこもりの方の実態調査でございます。御存じのとおり、61万3,000人が日本国内におられるという結果が出ております。

先ほどの答弁の中で、この2つをあわせたところですけれども、数の調査がまだできていないということでしたが、この辺の数をずっと足しますと、私が個人的に勝手な単純計算でやったんですけれども、八女市においては約500人ぐらいおられるんじゃないかと思いますが、まず実態を知ることやらないことには、これが対策事業にはなっていないと思いますけれども、今後、こういう数の調査、それから内訳とか、そういう具体的なことを行われる予定があるのかなのか、よろしくお願いします。

○福祉課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

議員の御質問は、八女市の大人のひきこもりの実態調査を行われるのかということかなと思います。こちらにつきましては、現時点では取り組みを進めてはおりません。

実態のひきこもり調査というのは非常に難しいやり方になるのかなということは認識して

おります。どのような調査にするとか、そういうのも大変難しいことであろうかと思imasuので、近隣市町村とも、そういうのをやっているところがあればあわせて研究していきたいとは思っていますが、現時点では調査は予定をしておりません。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

私は何か不思議に思うんですけど、実態がわからないのに対策をするというのはとても不思議なことだと実際思います。ぜひ私はやったほうがいいと思います。やらなければいけないことだと思っております。そうじゃなければ、実際どのような対策を立てるのかは絶対出てこないと思っております。

それから、さっきの答弁にも、ほっと館やめを活動の拠点として今度進めていくというのがございましたけれども、実際に拠点はここだけに今考えておられるのか、そのほかに連携したところではまた違う場所を考えておられるのか、その辺をお願いします。

○福祉課長（栗山哲也君）

ひきこもり関係の拠点ということかと思いますが、先ほど新しくひきこもりサポーター事業ということで、ほっと館やめをまた上陽町のほうにも開設したということで申し上げました。

旧八女市内においては、従前から、昨年からでございますけれども、同じくほっと館やめを開設して、ひきこもりの家族の方の相談等も受け付けておるところでございます。

まず第1に、その拠点といいますのが、地域のこと非常に詳しい実情を御存じの民生委員・児童委員さん、もしくは行政区長さんなり、その方々の御協力がぜひとも必要になりますので、そういった方に御相談をいただくというのが一番の拠点になるのかなということで考えています。

また、対策としまして、社会福祉協議会とも連携して、新たな事業等も展開していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

先ほどもちょっとざっとした数字を言いましたけれども、やはりこのほっと館やめでは十分に対応できないような数字が出てくるんじゃないかと私は思っております。ですから、できれば支所単位ぐらいに人員の配置をしていただけたらと私は思っております。

現在、これは縦割り行政で部門が違うのかもしれませんが、地域包括支援センターとかがございますけれども、例えば、その横でもいいです。それに加えてもいいです。とにかく住民の方は、縦割りと全く関係なく行政に助けを求めてこられるわけです。ですから、そこで、これは私どもの仕事じゃございませんのでという答えじゃなくて、そういう対応をして

いただくような部署を支所にもぜひ置いていただきたいという願いがございますけれども、それはいかがでしょうか。

○福祉課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、支所単位とかで相談が受け付けられないかということでございますが、現在、八女市の社会福祉協議会さんと連携をとっておる事業がございます、そちらのほうをちょっと紹介したいと思います、昨年7月から事業を開始しております、相談支援包括化推進員といたしまして、平たく言いますとまるごとサポーターという事業を始めています。

こちらの事業につきましては、何の相談に対してでもございますが、住民の方がどこに相談したらいいかわからないとか、そういうことがいろんなことであるかなと思いますが、そういった相談事を文字どおりでございますけれども、丸ごと引き受けて住民の方の支援をするというサポーター制度を設けておりまして、こちらの社協さんが各支所にごございますので、当然旧町村単位にもございますから、6地区で6名のサポーター員をそちらに設置しております、その方々が地域で行われる民生委員の会議であったりとか、そういったところに向いて、地域の情報を得て、必要な機関へ支援をするという手はずをとっておりますので、そういうまるごとサポーター制度を平成30年7月から開始しているということで御理解をお願いしたいと思います。

○5番（橋本正敏君）

わかりました。ぜひそれを強化していただきたいと思います。

それから、先ほど答弁でもございましたけれども、地区の区長さんや民生委員・児童委員さん、これらの方たちとの連携をとるということでしたけれども、その方々にちょっと伺ったところ、横の連携がなかなかとりにくいと。

これはどういう意味かという、ある人の、例えば、そういう支援を必要とされる方がおられた場合に、これは個人情報だからということで、これ以上詳しくは言えんとよく言われて、実態がよくつかめないうちに、近所の人は知っているんだけど、民生委員さんとか区長さんには詳しいところがなかなか入ってこない。実際突っ込んで聞こうとすると個人情報だからと、横のつながりがなかなか連携できないと。

これは全国的にそういうことかもしれませんけれども、例えば、ひきこもりとかいう方の場合は健康状態が疑われるようなこともございます。それから、家庭内でいろんな暴力的なことがあるようなこともございます。命の危険にさらされているような方もおられるかもしれません。そういうところにやはりつながり連携を持つということは、情報をお互いに社協とも福祉課とも、区長さん、民生委員さんともある程度共通の情報を持たれるという共有が

必要と思いますけれども、この辺のところはどのようなところまで情報の公開というんですか、共有はなされているものか、お願いします。

○福祉課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

いろんな家庭内の情報が大変プライバシーとかがあって、家族の方であっても御近所の方にいろいろ話をされないという状況があるのは事実だと思っております。

しかしながら、行政の中で知り得た情報で必ず支援が必要であるとか、早急な対応が必要であるとか、そういう方々がもしあったという情報が入れば、高齢者であれば介護長寿課の高齢者支援係であったりとか、子どもさんであれば子育て支援課のほうにつないで、生活困窮者であれば当然福祉課のほうでやるなど、そのときそのときの緊急度等によって各課での連携を図っているところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

どうぞこの連携は口だけではなくて、本当に実際に共有されることを強く望みます。

実は皆さんも御存じのように、テレビ、マスコミ等で今頻繁に流れておりますけれども、先日、痛ましい事件が起きました。5月28日、神奈川県川崎市で51歳の男性が児童や保護者、教員等を傷つけて、19人殺傷する事件がございました。実はこの方もひきこもりだったということです。

ひきこもりの方が必ずこういうことをされるということではございませんけれども、一部のひきこもりの方の中でこういうことが起きることがございます。命にかかわることですので、起こった後にいろいろあっても本当にどうすることもできないんですけれども、これは本当に防げなかったものかということをお皆さん考えられると思うんですよね。

近所の方は、そういえばおってあったかもしれんとか、親は——親というか、おじさん、お婆さんは知っていたけれども、あそこにそういう人がいたというのは余り知らなかったとか、そういう話がよく聞こえるんです。

先ほどの不登校とか、こういうひきこもりですけれども、やはり地域の区長さんとか民生委員さんとか近所の人たちの情報が一番だと思います。それから、先ほどありましたけど、個人情報でそれ以上に突っ込んでいけないというもどかしさがあると言われます。

そこで、これからは行政、社会福祉協議会とかそういうところ、それから区長さん、民生委員さん一体となって、どこの部署がするということではなく、連携して皆さんで一つの家庭とか、家とか個人とかを守っていくような支援体制をとっていかなければ、これはどうしても入り込むことができないと思っております。

ですので、ここがこれからの福祉課の先頭をとっていく重要な部分だと思いますけれども、

どうぞ個人情報とかじゃなく、家庭内のことですのでこれ以上突っ込めないとかいうのではなくて、ある程度、勇気を持って踏み込んでいていただきたいなと思っております。ちょっとその覚悟をよろしくお願いします。

○健康福祉部長（白坂正彦君）

橋本議員の御質問で、今からの事業推進についての覚悟をということで御質問があったと思います。

この件につきまして、先ほど経過等、取り組みの内容については福祉課長が申し上げたとおりでございますけど、近年、八女市においても、500人あるいは600人ほど推計でおられるだろうというひきこもりの方にとどのようにかかわっていくかというのは本当に大切なことだと思います。

原因が経済的な貧困、あるいは精神的な面で、いろんな部分でさまざまな要因を持ってひきこもられているというところもございますので、そういったところを各課と連携をとりながら取り組んでいきたいと思っております。

特に最近、ことしの3月ですけど、策定いたしました自殺予防対策に関します計画、これは健康推進課のほうで実施しましたが、この自殺予防対策につきましても、ひきこもり対策と親密な関係があるということで認識をしております。

したがって、こういった実態調査も行っておりますし、先ほど議員言われますように、地域においては、区長さん、民生委員さん、いろんなところから情報が入ってくるころがあります。

市民の方の生命を守るという一番の観点をもちながら、今後連携をとって各機関と一緒にあって、オール八女ということで進めていきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○5番（橋本正敏君）

それからもう一つ、教育長にも先ほどちょっと聞き損ねたんですけども、子どもたちの家庭での親からのしつけと称される体罰とか、そういうものが最近ございました。亡くなるという事例もございました。

教育関係の立場からこういう家庭にも突っ込んでいく、親ともちゃんと——前の先ほどの事件は、親が行って、親が引き受けて、子どもを殺してしまっているんですね。ですから、この辺を親にだまされるということは余りないと思うんですけども、家庭に踏み込んでいく覚悟を教育長のほうもちょっと答弁していただければと思います。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

千葉県野田市の事案がありまして、虐待に関することなんですけれども、やはり学校は意

外と家庭に入れる立場にあるだろうと思います。特に担任等はですね。いわゆる虐待対応の学校は最前線であると。子どもたちの様子も毎日観察できますので、そういったことを契機にしながら、教職員が意識を持って、アンテナを張って取り組んでいくこと、これは本当に学校が最前線であるという意識を持ってやっていくことはとても大事だろうと思います。

そして、学校を窓口とした連携機関との協力といいますか、学校からいろんなところにつないでいく。児童相談所もしかり、あるいはそのほかの機関も、そういったところにつないでいくと。それを学校が個人ではなくて、そういう意識とか知識を持って、そして組織で取り組んでいくということが大事だろうと思っております。

○5番（橋本正敏君）

ぜひ命にかかわることは勇気を持って踏み込んで、ひょっとしたら周りから、今度は逆に非難があるかもしれませんけれども、これは命を守るためなんだという勇気を持ってぜひ踏み込んでいってもらいたいと思っております。

以上、1つ目の質問は終わらせていただきます。

それから、続きまして、農地中間管理機構、俗に農地バンクについてお聞きいたします。

1つ目は、農地利用集積円滑化事業との兼ね合いはということで、これはまだはっきりとは決まっていないようでございますが、一本化するということは決まっておりますので、具体的にどうなっていくのかはわかりませんが、農協はやはり地域とかなり密着したところがございますので、そちらのほうと連携をされまして進めていっていただきたいと思っております。

1番はこれでいいんですけども、2番目の人・農地プラン、これが今後の一番の課題であると思っております。

マスコミでもそうでありますけれども、人・農地プランの作成は、今まで12月定例会のときの資料として見せていただきましたけれども、余りにも簡単というか、ずさんというか、えっというぐらいのプランでございました。

これを実効性のあるちゃんとしたプランにするためには、やはり栗原議員もおっしゃいましたように、地域の方、農業委員会や農業委員さん、JA、地域の若い人たち、それから、土地を実際に持っている貸し手、若い人たちの借り手、こういう人たちのそれぞれの意見、知識が必要だと思いますけれども、この人・農地プランを作成するに当たって主導的立場、こういう会議をするから皆さん集まってくださいという主導的な立場になるところは一体行政がなるのか、農業委員さんがなるのか、農業委員会がなるのか、その辺はどう考えておられるのか、質問します。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えさせていただきたいと思っております。

中心的な役割を担うのはということでございますが、基本的に人・農地プランを作成するに当たりましては、さまざまな手法があると私は認識しております。

当然、先ほど申された市であったり、JAであったり、新規の就農者であったり、それぞれの人たちがその地域に集まった中で話し合いを進めていけば、スムーズにその地域に応じた計画ができていくということで、実質的な、表現は悪うございますけれども、絵に描いた餅ではなくても、その地域に合った人と農地の問題を多くの方々に情報を共有した中でこれを実のあるものにしていくという改正でございますので、当然市であったり、JAであったり、そういう中心的なところはいろいろな情報を提供しながら進めていくということになるかと思っておりますけれども、結論的に言いますと、市が最初やりなさい、JAがやりなさい、じゃ、地元がやりなさいというのは、それぞれの状況で変わってくるのかなと感じておるところでございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

まず、人・農地プランができんことには農地中間管理機構には参加できないわけですので、これをまずつくるため、先ほどのどこが中心になってもいいんですという言葉が裏返せば、どこが本当に中心になっていくのかということところでひっかかる部分がございます。

実際に今進んであるようなところもあると聞いております。そこは借り手、若い人たちが集まって、そこからまずどこを借りようかと、ここら辺なら農地が集まりそうだから、ここら辺から始めようとか、借り手の側から主導になっているようなところがございます。

しかし、借りるほうは都合のいいところばかりしていくんですけども、貸し手が、いや、それは先祖代々の土地やけん若い者には貸せんとか言い始めることがあったら全然進まないわけです。

ですから、ある程度、借り手側も一生懸命するのはいいんですけども、同時にやはり間を取り持ってもらふ農協とか市とかが間に入っていて、この年はこんなふうです、この年はこんなふうですと助言をいただけるような立場で一緒になって進めていただきたいと思います。

それからまた、報道とかでは、この人・農地プランにかかわる費用、会議等に当たる費用は、農地中間管理機構のお金で賄うようになるような報道があっておりました。例えば、お茶、ジュース1本とか、資料を作成するための印刷代とか、そういうのが必ず必要になってきますけれども、これは市のほうから出していただけるものなのか、それとも自己負担で進めていくものなのか、その辺をお聞きします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃられた経費の面、どこが捻出をするのかということですが、今、私たちが確認をしておるのは、結局、市としては、やはりその地域の実情を詳しく把握した中でそれぞれの地域に入って行って、アンケート調査の実施であったり、そういった関係での県レベルでの予算措置は計画をしてあるようでございますが、その中で、例えば、会議の中でお茶代であるとか日当であるとか、そういったところの費用については、人・農地プランの作成をする根本的なことを言いますと、やる気のある地元の担い手、この人たちがやはり中心的になっていただくという思いをその中で伝えていただくと、それがまず一番重要なことだろうと私は認識しておりますので、そういった中で、もろもろの協議が調う中で市として援助ができる部分があれば、当然それは検討しておく必要があるのではないかと私は認識しております。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

済みません。とても小さいところから入りましたが、これから大きいことに入りますけど、私は前回も言いましたが、この農地を残すため、若い人たちを残すための大きなきっかけになるのは、やはり基盤整備がちゃんと整っておることだと思っております。

基盤整備で耕作しやすい土地をそこに残しておけば、若い人たちが必ず残ってくれる、また、現地にはいなくても、よそからでも入ってきて耕作を続けていってもらい、こういうことが可能だと。そのためには、先ほど何度も言うように基盤整備が必要だと。そして、基盤整備をするためには多額のお金が要ると。県の事業でも国の事業でも地元負担がゼロということはございませんが、農地中間管理機構に限りましては、基盤整備をして借り手に貸し出すということが書いてございます。

私たちはこれが本当なのかどうか、多少疑っている部分がございます。本当にそこまでして国がしていただけるのか、これは確実にただでやっていただけるのか。それからまた、3番目にはございましたが、道路の整備ですけど、取り付け道路、そこに行くまでの道路については、具体的にそれも基盤整備の中に入るのか入らないのか、それをもう一度確認させていただきます。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

市長の答弁の中でも申し上げたとおりでございますが、一定集積をした地域ですね、条件を満たした区域の中におきましては、簡易な、例えば農道のつけかえであったり水路の工事、その地域の中では、当然この農地中間管理機構関連の農地整備事業で地元の生産者の方の負担は要りませんよという話であって、ただ、それ以外の部分ですね、先ほど来出ました当然地形が違うそれぞれの集落がございますので、この基盤整備をした中に入り込む、例えば道

であったり、水路の流れ込みであったり、そういったことにつきましてはこの事業に該当はしないということになりますので、また違った八女市が取り組んでおります国縣市事業を取り合わせながらやっていくということでございます。

当然、中間管理事業の中でも市にはある一定の負担も生じてくるわけでございまして、これにつきましては、地域的に、地形的にそれぞれ違うところがございますので、一定の要件を満たした中でという最低限のこともございますので、そこら辺につきましては、やはりそれぞれの地域で極力といいますか、当然地元の負担金が少なくなるような事業を最適に選択した中で市としては取り組みを進めるべきではないだろうかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

かなり安心しましたが、前回は質問しましたが、立花町山下の基盤整備事業、これは中山間地の事業でございましたけれども、意外と高額な負担を最終的に強いられることになって、これを若い人たちがこのまま背負ってずっと返済し続けていくということが、後々、周りから見た人は、あんなにお金が必要なんだったらちょっとできないなという不安が今出ているところでは。

ですので、こういう地元の負担が極力少なくなるように、それから、若い人たちが希望を持ってそこで仕事ができるように、なるべく早期にこれができますようにどうぞ御尽力をいただきたいと思います。

あと貸し手と借り手との間に生じます地代の交渉ですけれども、これは農地中間管理機構が間を取り持つて行うということになっておりますが、これも先ほど言いました若い人たちが計画をする段階で、大体どれくらいで自分たちは土地を借りられるものなのかというのが頭をよぎっているわけですが、県の農地中間管理機構が地代の間に入ってくれるというのは大体どの時点から入ってこられるものか。

例えば、基盤整備が完成して土地がぱっとできて、それから入ってくるのか、それとも話し合いの中でここをやりましょうと、地代はこのぐらいかかりますよというところ、県もその中に入って計画をされるのか、どの時点で地代が決まっていくのか、これはどのように考えておられますか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

中間管理機構関連の基盤整備に取り組むには、先ほど来申し上げたとおり、ある一定の要件がございます。

それぞれの5つぐらいの項目がございますけれども、その項目をクリアした中でこの事業

にのることになるかと思っておりますので、その地代、そこら辺の協議につきましては、実際そのテーブルにのる要件が整いましたよというのが大前提になるのではないかと認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

5つぐらいあると言われましたけれども、それら要件を満たす時点というのは、大体基盤整備が始まる段階ですか、それとも要件が決まってから基盤整備が始まるんですか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

繰り返しになるかと思いますが、その要件としましては、全ての地域内の所有権と、農地中間管理権が設定されておること、その期間につきましては15年間と。それと、対象農地の8割以上が完了後5年以内に集積させなさいと。さまざまな5つを申し上げましたが、それがありますので、それが全て整った中で初めて基盤整備への道筋ができるということで認識しておるところでございますので、その後からスタートするという認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（角田恵一君）

お知らせします。

本日の会議時間は、都合により午後5時まで延長いたします。

○5番（橋本正敏君）

最後ですけど、今の答弁からすると、プランができてから基盤整備に取りかかるということですね。書類が整って契約書を交わした後に基盤整備が始まるということですね。

でも、取りかかりの借り手のほうは契約書を交わす段階で、例えば、貸し手の人たちから幾らだよということがあって、はい、そうですかという判こを打つ段階の交渉の場に入っていただきたいなということがあると思うんですけども、やはり若い人たちは何か発言力が弱いですね。やっぱり借りるほうだからとても立場は弱いです。

ですから、その辺を加勢じゃないけれども、助言をいただければというところかと思っておりますけれども、今の答弁だと、それが自分たちである程度した後に基盤整備から始まるという認識でよろしいんですか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

基本的には今議員おっしゃられたとおりでらうと思いますが、例えば、幾らでということにつきましても、機構自体があらかじめ、ある程度の一定要件の中でそれを準備しておると

考えておりますので、でたらめな金額で余りにも高い、余りにも安いと、そういうお金の設定にはならないのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

その辺は多分安心していいんだろうと思います。

とにかく基盤整備が、これからの中山間地農業が継続して残っていくような、そういう農業ができるというかなめだと思っておりますので、ぜひこれを若い担い手に残していただき、そういう事業をなるべく早く起こしていただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

5番橋本正敏議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後3時58分 延会